

参考資料

令和8年1月15日(木)
高知市事前復興まちづくり計画策定検討委員会

<共通事項>

津波による建物の被害推定の詳細P.2
液状化に関する施策についてP.3～P.4
嵩上げ・移転における建物再建支援P.5～P.6
嵩上げ時の段差についてP.7～8
現地再建方策及び支援事例についてP.9 (想定浸水深2m未満)
復興土地区画整理事業についてP.10～P.11
建築制限及び支援についてP.12～P.13 (災害危険区域の指定)
二線堤形成イメージP.14
三重防護事業についてP.15
復興(再建)対策の事例紹介P.16～P.20
復興に向けたスケジュールP.21

<地区別事項>

中央地区P.22～P.35
・ 土地利用図	
・ 被害想定図～築年別建物分布図	
・ 災害リスク（洪水ハザードマップ）	
・ 災害リスク（土砂災害警戒区域、液状化の危険度）	
・ 復興計画の期間	
・ その他関連資料	
長浜地区P.36～P.45
春野地区P.46～P.53

津波による建物の被害推定の詳細～考え方

次頁に示す東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）から、個別建物の被害の様相について下表のように設定したものです。

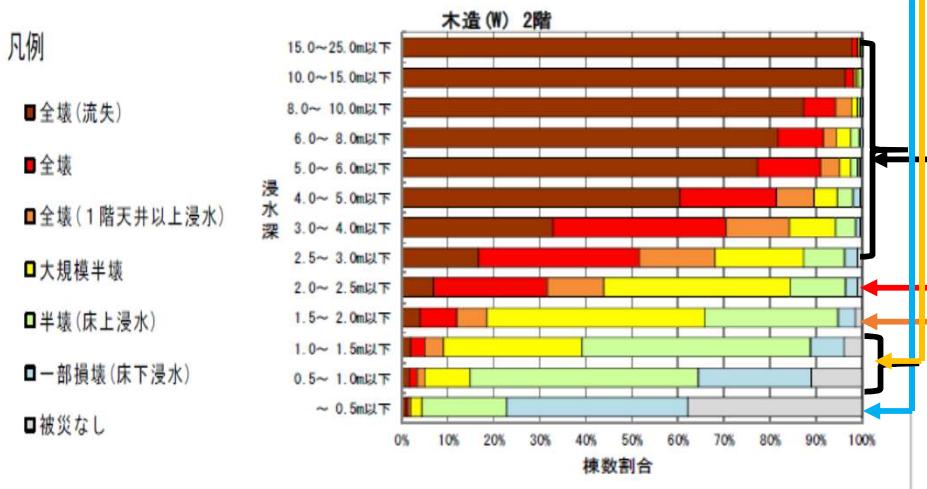
- 建物の被害の様相 ※建物の被災区分は東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）による
- ※東日本大震災の被災データの浸水深区分によるため、浸水深区分について2m「超」「以下」としている。

区分	内容(右下図参照)	図表示区分
×	全壊被害の可能性:(全壊となる浸水可能性が50%以上)	全壊被害の可能性
■(浸水深2m超)※	甚大被害の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね80%以上、全壊は概ね50%以上)	甚大被害の可能性(浸水深2m超)※
□(浸水深2m以下)※	大修理の可能性:(大規模半壊以上となる浸水可能性が概ね50%以上、全壊は概ね20%未満)	半壊(大修理)の可能性(浸水深2m以下)※
▲	:半壊家屋想定:(半壊程度の浸水可能性が50%以上)	要修理の可能性
△	:軽被害家屋想定:(一部損壊・被災なしの浸水可能性が50%以上)	軽度被害の可能性
□	浸水なし	

■建物用途・構造・階数別、津波浸水深別被害の様相の設定

建物区分		階数	浸水深									
用途	構造		浸水なし	0.0~0.5m	0.5~1.0m	1.0~1.5m	1.5~2.0m	2.0~2.5m	2.5~3m	3~6m	6~10m	10m以上
住宅(専用・併用)	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
	(RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
非住宅	木造	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
	(RC)	1	□	△	▲	▲	□	■	×	×	×	×
		2	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×
		3以上	□	△	▲	▲	□	■	■	×	×	×

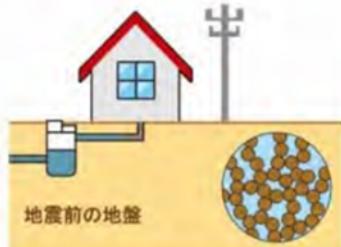
■東日本大震災の津波被災現況調査結果（第2次報告）※木造2階建ての場合



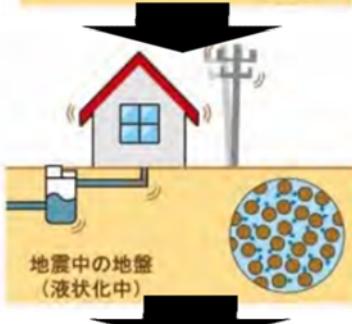
液状化について



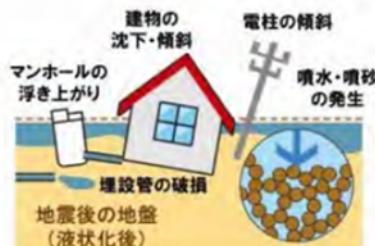
液状化はどうやって起こるの？



土の粒子が互いに支えあい、
その間を水が満たして、地盤を支えています。



地震によって、土の粒子の
結合がなくなり、水に浮いた状態となります。



土の粒子は水と分離し、地盤の沈下や亀裂が発生します。

液状化が発生しやすい条件

- ①地下水位が高い
- ②砂地盤（特に砂の粒形が均一である）
- ③震度5強程度以上

■令和6年能登半島地震液状化被害の分布と特徴

国立研究開発法人防災科学技術研究所マルチハザードリスク評価研究部門 先名重樹
令和5年度第4回災害レジリエンス共創研究会（令和6年3月5日）

液状化による被害の状況

液状化が起こることで地盤が液体のようにドロドロになり、建物や構造物・塀等が沈んだり傾いたりします。また、マンホールや埋設管（水道管・下水管等）が浮き上がったりします。



①石川県

②富山県

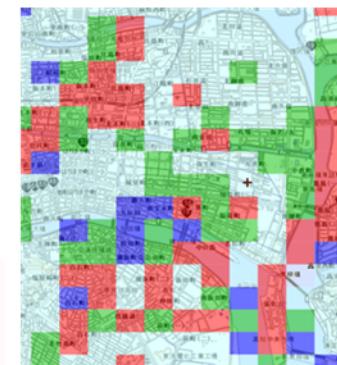
①② ■令和6年能登半島地震における被害と対応 国土交通省 令和6年6月

液状化可能性予測図

県が公表している「液状化可能性予測図」では液状化が起こる可能性がある地域を示しています。

※液状化可能性予測は、必ず液状化が発生するしないを断定したものではありません。

- 液状化の可能性なし
- 液状化の可能性が小
- 液状化の可能性が中
- 液状化の可能性が大



■高知県防災マップ「液状化可能性予測図」

液状化について



事前対策はできるの？

個人での対策

事前に対策を行う場合は、今住んでいる土地の土質を変えるか、支持杭を液状化しない支持層まで打ち込む必要があります。

ただし、民有地における対策は原則として所有者等の責任において行うものとされているため、いずれの対策も個人負担となります。

※自治体によっては地盤調査・液状化対策の工事への補助金を一部負担している事例があります。

① 土質を変える

- 地盤改良
- 地下水低下工法



② 支持層まで杭を打つ



「土質」 土の性質や特徴

「支持杭」 建物や構造物を支えるために地面に打ち込む杭（くい）の一種

「支持層」 建物や構造物の重さをしっかり支えることができる固い地盤の層

液状化発生後の対策

個人での対策

液状化対策事業支援

復旧工事

地盤改良工事

傾斜修复工事

対象範囲（イメージ）引用元：石川県かほく市HP、石川県かほく市災害復興対策課 液状化対策に関する住民説明会資料より



石川県かほく市

補助率：補助対象となる工事金額から50万円を控除した額の6分の5
事例 工事金額限度額「1,200万円」（工事金額が左記以上の場合、補助金額は最大「958.3万円」）
※補助率は自治体によって異なります。

行政+住民での対策

街区単位の液状化対策

市街地液状化対策推進ガイド（令和元年6月、国土交通省都市局都市安全課）及び
能登半島地震による液状化対策に関する新潟市パンフレットより

街区単位の液状化対策の手順

現地調査

ボーリング (地質調査)

地盤の検証 (解釈)

地元説明会

概略設計 (実際に工事ができるエリアを検討)

実証実験 (解析通り効果が發揮できるか確認)

意向確認 (工事に対する理解と賛同の確認)

詳細設計 (具体的な工事図面などを作成)

工事施工 (対策工事を進める)

公道で囲まれた複数の宅地で形成される街区において、大地震が発生した際に液状化を起こりにくくするために、一體的に対策を行います。

※検討の結果、対策が実施できない場合もある。



事業の留意点

- 地区・街区の住民の合意が必要です。
- 地盤調査等の結果や検討工法によっては事業が実施できない場合があります。
- 事業実施及び工法によっては維持管理費用に関する費用負担が生じます。

宅地液状化防止事業

（国土交通省HPより）

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助します。

事業主体：地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

国費率：1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地の復旧）

交付対象：宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費用及び工事費

街区単位の主な対策工法



格子状地中壁工法

地下にコンクリートの壁を作ることで、砂粒がばらばらに動かないようにし、液状化の発生を抑制します。

嵩上げ・移転における建物再建支援について

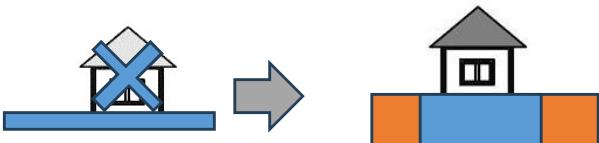
嵩上げ(土地区画整理事業)における建物再建について

- 事業実施時点での建物の状況により、下記による支援で再建。支援規模を超えた建築費については自己負担となります。(支援等の内容・額は建物の被災状況により、いずれが不利等となるものではありません。)

建物が全壊等の場合

被災

嵩上げした土地で再建



建物が**流失・全壊等**
(公費解体・除却)

①補償・支援費用

建物・動産移転等がないため必要な場合の仮住居費等（仮設住宅とは重複しない）

②被災者支援等※

全壊に応じた、被災者生活再建支援金、基金等による支援金、住宅ローン支援等

③個人負担=建物新築費用等-①-②

※建物が残存する場合に比較し、①はごく少ないと②は建設の必要に応じて増額される

建物が残存する場合

被災

嵩上げした土地で再建



建物が**残存**している場合
(公費解体・除却の対象外等)

①補償等費用

元の住宅について再(新)建築に要する費用を被害・経過年数等に応じて低減した補償費や引越等の費用

②被災者支援等※

被害に応じた被災者生活再建支援金、基金等による支援金、住宅ローン支援等（全壊の場合より低減されます）

③個人負担=建物新築費用等-①-②

※建物が全壊等の場合に比較し、②は少ない

※被災者支援制度

- 生活再建支援金制度（最大300万円）や自治体・国等による支援

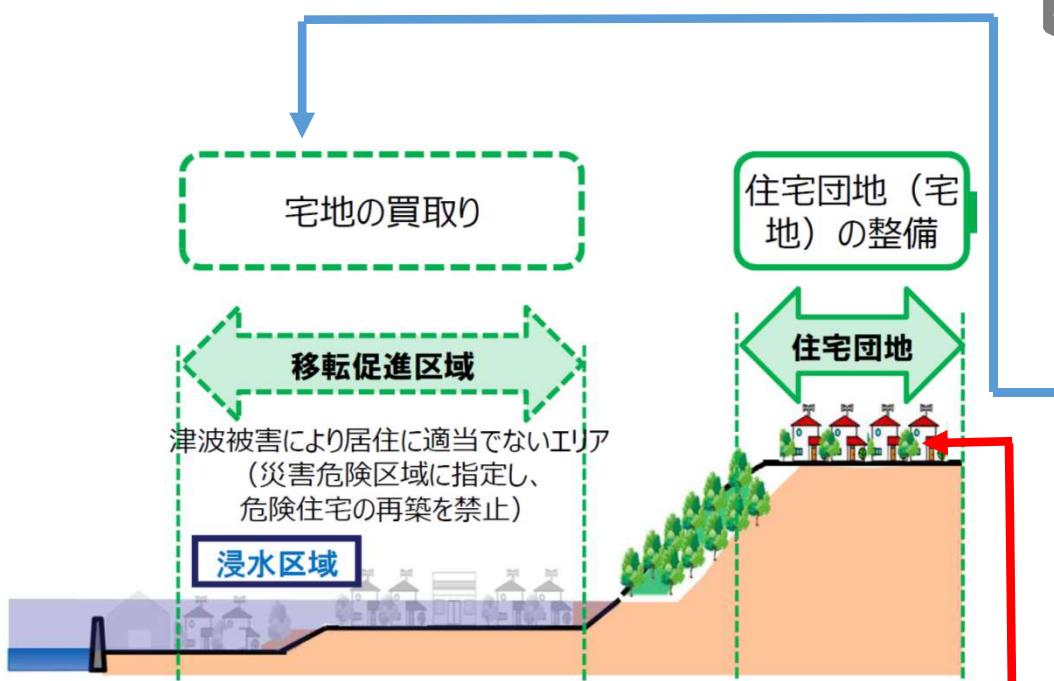
（EX. 石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金 最大200万円）

- 購入・建設金利の支援やローン支援

（EX. 住宅金融支援機構による建設・取得の場合限度額5500万円）

嵩上げ・移転における建物再建支援について

防災集団移転促進事業による支援・助成等の内容



東日本大震災の被災地で行われる防災集団移転促進事業(国土交通省)及び
防災集団移転促進事業の活用に向けた説明資料集【共通編】(令和7年度 都市局
都市安全課)に基づき編集助成金額等は令和7年時点

住宅敷地を購入・住宅を建設又は購入の場合

【移転者が負担する費用】

住宅の新築費用等+住宅の敷地取得費用等①-②
※建物が全壊等の場合に比較し、②は少ない

【① 移転者に対する支援措置】

- 従前お住まいの土地等を買取ってもらいます。
- 従前お住まいの土地等を売却した場合の譲渡所得について 所得税に係る特例措置が適用されます。
- 被災者生活再建支援金（加算支援金200万円）が交付されます。
- 引越し代等が補助されます。
(最大97.5万円)

【② 住宅ローンを借りて住宅団地内で建設】

- 従前住宅が全壊した場合には、災害復興住宅融資が用意されます。
- 住宅ローンの利子相当分が補助されます（最大731.8万円（特殊土壤地帯の場合、高知県は全域）
(住宅4,650,000円、住宅用地2,060,000円、住宅用地の造成608,000円)
- 住宅ローン減税が適用されます。

※表示金額は令和7年度時点

※注 移転促進区域内から災害公営住宅に移転する場合も土地の買い取り等や、引越し代金等の助成があります

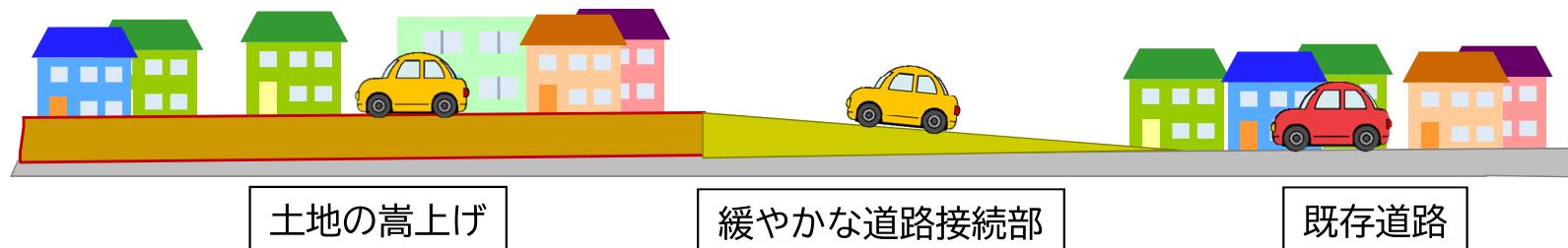
嵩上げ時の段差について

■周辺道路の整備と嵩上げ部との接続等

- ・嵩上げ部とは現況ネットワークの維持のため、緩やかな道路勾配（5%未満）等での接続を図る。
- ・各宅地は現況道路による接道条件を確保・改善



断面イメージ

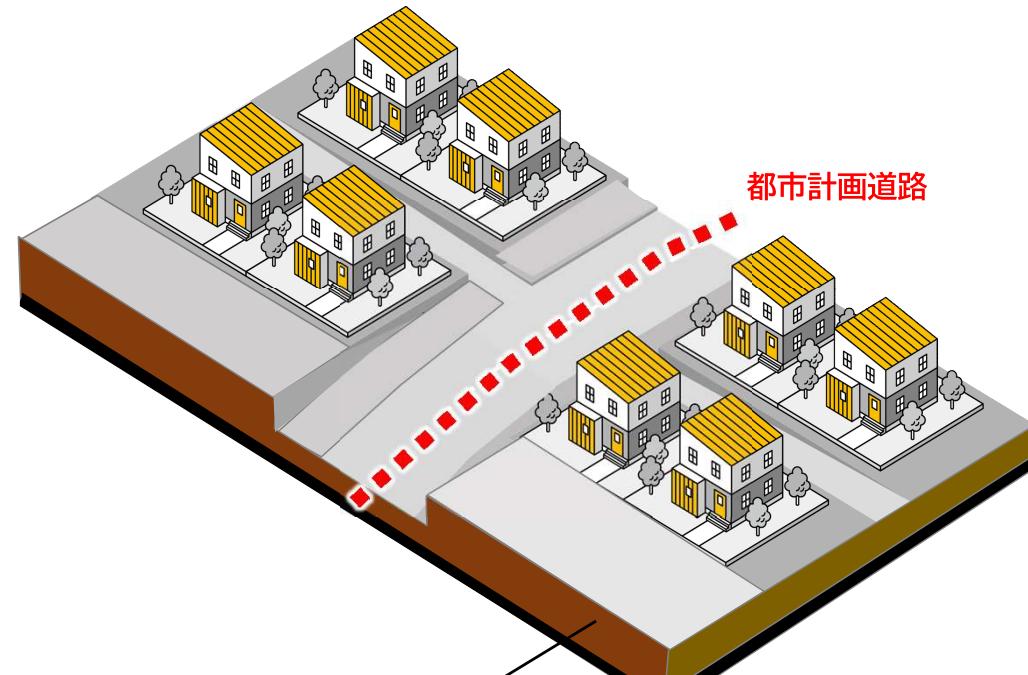


嵩上げ時の段差について

イメージ①

土地区画整理事業による沿道住宅市街地

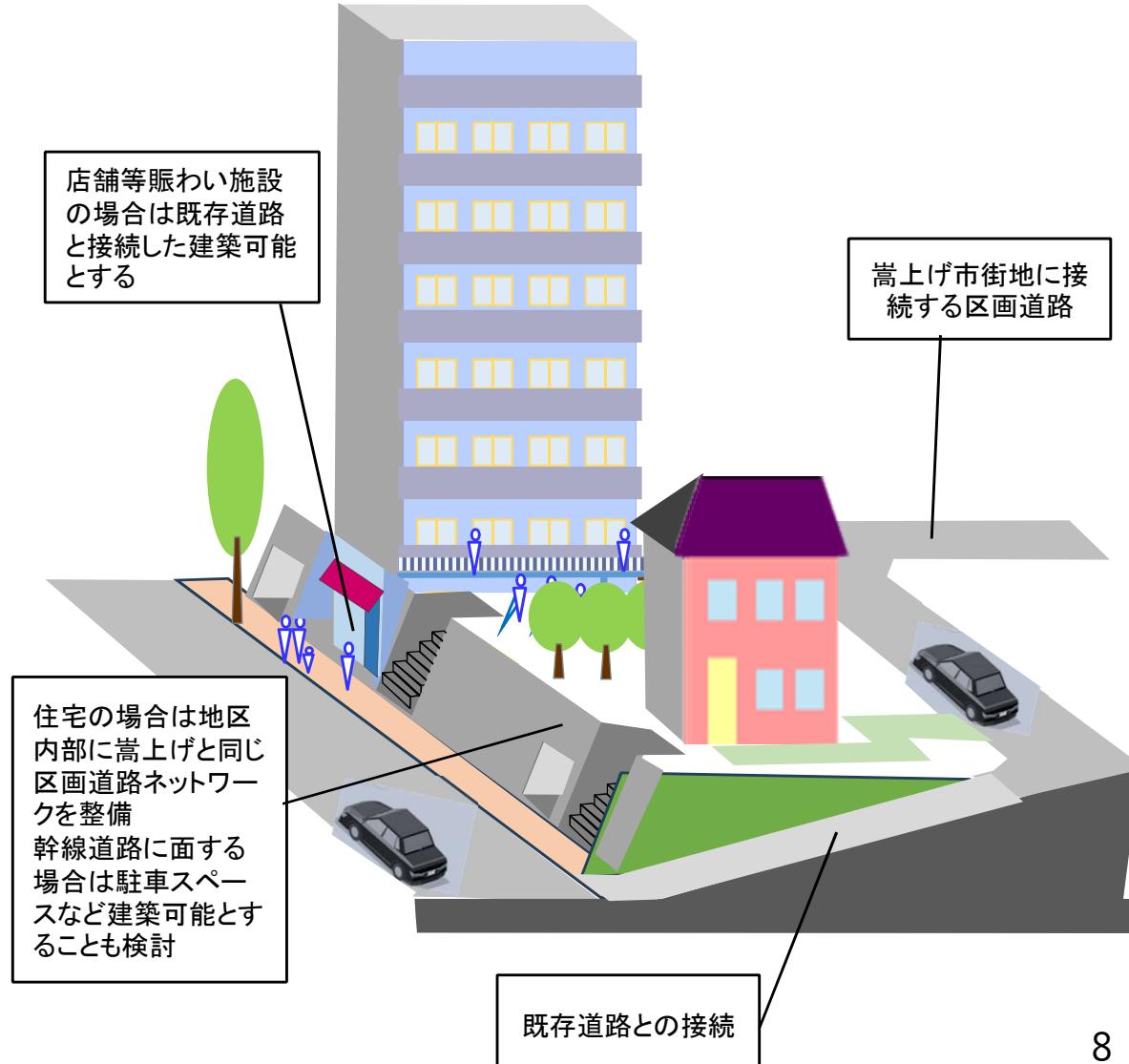
※都市計画道路の嵩上げにより沿道宅地差の段差を減少



※嵩上げ高さや道路勾配等はイメージとして表現しています

イメージ②

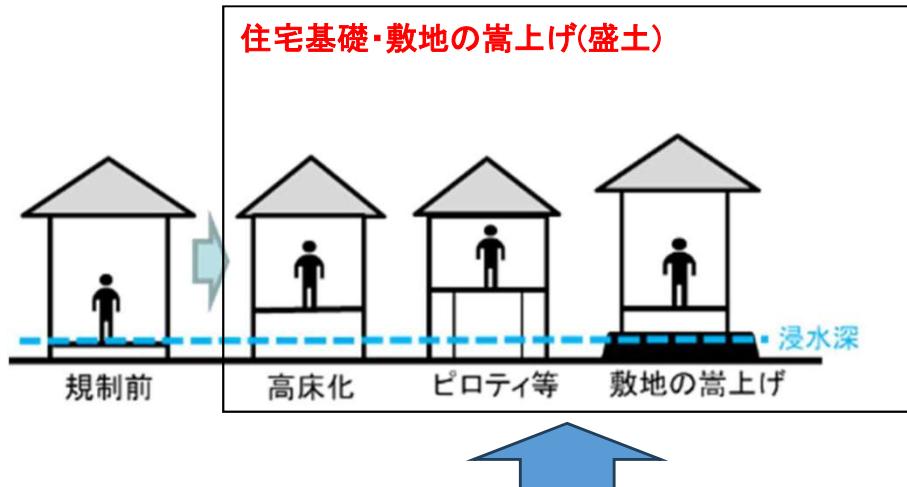
既存幹線道路沿道における嵩上げ市街地形成イメージ



住宅の場合は地区内部に嵩上げと同じ区画道路ネットワークを整備
幹線道路に面する場合は駐車スペースなど建築可能とすることも検討

現地再建方策及び支援事例について（想定浸水深2m未満）

■現地再建方策のイメージ



住宅等の再建に際しての支援の実施

※支援の対象となる区域を定める。

- ・補助対象・期間を限定して設定(仙台市事例)
- ・災害危険区域指定において想定浸水深2m未満に関する建築制限区域を定める(建築可能な用途、構造を定める→宮古市の災害危険区域における第2,3種区域の制限参照)

※支援内容の事例は右に示す仙台市事例参照

※対策イメージについて水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン
(令和3年5月、国土交通省 都市局 水管理・国土保全局 住宅局)

■現地再建(盛土や基礎の嵩上げ等)に関する支援事例(仙台市)

仙台市では東日本大震災からの復興に際し、市が指定する補助対象区域(災害危険区域外※)について、現地での戸建て住宅の再建のための盛土や住宅基礎の嵩上げ等に対して、支援が実施されました。

※仙台市では、(東日本大震災の復興において)予測される浸水深2mを超える区域は災害危険区域として住宅等は建築禁止、移転に際して別途支援が実施されています。

仙台市津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業(概要)

平成23年3月11日時点において、移転対象地区(災害危険区域)外の様々な津波防災施設整備後も浸水が予想される地域に居住していた方が、現地での戸建住宅再建のために、盛土、または住宅の基礎のかさ上げ等の津波被災宅地防災対策工事を実施する場合に、工事費用の一部を助成します。(なお、被災後から平成24年9月30日までの間に事業に着手しているものについては、さかのぼって補助対象とします。)

補助対象区域



対象者

被災時に補助対象区域内に存在していた戸建住宅もしくはその住宅の敷地を所有していた方(法人を除く)、またはその親族

補助対象事業

項目	補助対象工事
基礎かさ上げ工事	既存の戸建住宅の基礎を地盤面より0.5m以上の高さまでかさ上げする工事
高基礎工事	戸建住宅の新築、増改築等に伴い、地盤面より0.5m以上の高さの基礎を設ける工事
盛土工事	戸建住宅の新築、増改築等に伴い、戸建住宅の敷地を0.5m以上盛土する工事及びこれに付随する廻塀工事(建築用コンクリートブロックは対象外)

ご注意

- 申請には、以下のことが条件となります。
 - ・市税を滞納していないこと
 - ・平成23年3月11日以降に公営住宅に居住していたことがないこと(応急仮設住宅除く)
 - ・当該住宅またはその敷地の補助対象工事の施工箇所に対して、過去に補助金の交付を受けていないこと
 - ・当該住宅に居住していた方が、「仙台市津波被災地移転住宅再建に関する補助金」の交付を受けていないこと
- 平成24年3月31日までに工事を完了するものが対象となります。
- 基礎のかさ上げ部分を廻塀として利用する場合は、補助対象外となります。
- 被災前に工事契約等を行っていたものは補助対象外です。

補助金の額

工事に係る数量に、下記の補助基本額を掛けた額の合計とし、460万円を限度額とします。

●「基礎かさ上げ工事」「高基礎工事」の場合

基礎高さ	50cm ^u ～75cm ^u	75cm ^u ～100cm ^u	100cm ^u ～150cm ^u	150cm ^u ～
1階床面積1m当たり 補助基本額	2,100円	4,900円	7,600円	12,600円

●「盛土工事」の場合

盛土高さ または擁壁高さ	50cm ^u ～100cm ^u	100cm ^u ～150cm ^u	150cm ^u ～
盛土面積1m当たり 補助基本額	1,900円	3,800円	5,700円
擁壁1m当たり 補助基本額	26,300円	38,400円	50,600円

担当:仙台市 復興事業局 復興まちづくり部 事業調整課（相談・申請窓口の詳しい場所などは裏面へ）

※仙台市HP

復興土地区画整理事業について



土地区画整理事業ってなに？

- ・土地区画整理事業は、道路・公園などの公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図り、安全で快適なまちを実現するための事業です。



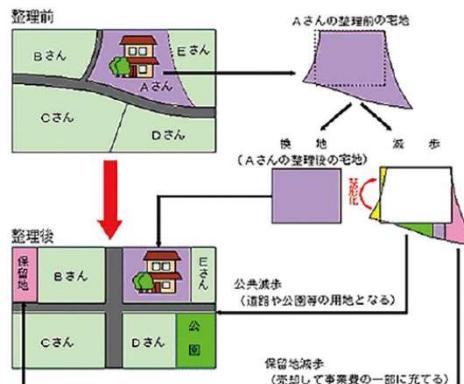
- ・津波等により甚大な被害を受けた地区では、土地区画整理事業等の面的な整備を行い、新たなまちづくりを目指すことが想定されます。



土地区画整理事業の仕組みは？

- ・土地所有者から少しづつ土地を提供してもらい(減歩)、道路・公園などの公共用地に充当することや、整備された街区に宅地が再配置される(換地)という特徴があります。

土地区画整理事業の仕組み(減歩・換地)



東日本大震災における土地区画整理事業(65地区)の実施状況
(東日本大震災からの復興の状況に関する報告 令和6年12月 復興庁)

復興土地区画整理事業のイメージ



津波や地震による揺れのため家屋の多くが倒壊



被害を受けたみんなで街の復興を考える



道路が広くなって安全な生活ができる

市川市震災復興マニュアル資料を活用させていただき加工

復興地区画整理事業について

復興土地区画整理事業事例

事業によるまちの変化状況



震災直後



卷二



六甲道駕北



施行後



森南綱
帽貞一



再建された建物(共同住宅)の状況



六甲田綱 幕員

事業の実施前後の状況(新長田駅北地区)

- ・阪神淡路大震災の全壊・全焼が著しかった地区や、東日本大震災で津波による壊滅的な被害を受けた地区等で実施されてきました。

■震災前
平成6年5月



■震災後
平成7年5月



■復興土地区画整理事業 計画段

■地区諸元と事業計画の概要	
地区面積	新長野北地区
震災前 状況	人口・世帯数 7,587人・3,267世帯 建物棟数 2,217棟
被災 状況	全壊数 1,580棟 半壊数 200棟 被災率 80%
事業計画決定	平成8年7月30日(42)号(平成9年3月31日)付
減歩率	9.6%(新長野北アプロ)
巡回賃費	約1,324億円



■神戸国際港都建設事業震災復興土地区画整理事業 協働と参画のまちづくりパンフレット 神戸市HP

建築制限及び支援について（災害危険区域の指定）

災害危険区域の指定による建築制限の目的

- ・災害危険区域とは、津波や高潮、出水（洪水）などの自然災害による危険性が高い場所に指定されるもので、大規模災害が起きた被災地等において、区域内の建築物を制限や禁止することで災害による被害を予防することを目的としています。（自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の条例事例について右図参照）
- ・災害危険区域は、建築基準法第39条の規定に基づき、地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度です。
- ・制限がかかる区域内に現存する建物等が、安全な区域に移転する場合に、公共による支援制度があります。

災害危険区域等にある既存不適格等の住宅等の移転や改修への支援制度

・かけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転等に対して支援します。
東日本大震災の復興に関する宮古市事例について下表参照。

■かけ地近接等危険住宅移転事業による移転の支援の内容(宮古市)

○かけ地近接等危険住宅移転事業について

- ・対象となる建物:津波災害危険区域内にある住宅(宮古市災害危険区域に関する条例第3条第1項の規定により、津波災害のおそれがあるとして建築基準法に基づき市が条例で指定した区域)

補助金の額【令和4年現在】

補助金の額の詳細

対象	1戸当たりの補助限度額
3 津波災害危険区域内にある住宅	<ul style="list-style-type: none"> 危険住宅の除却費 建物の延べ面積×単価(単価は毎年度改訂) 動産移転費など 97万5千円 建物助成費 421万円(建物325万円、土地96万円)

※国土交通省HP及び宮古市HPを参考に編集・加工

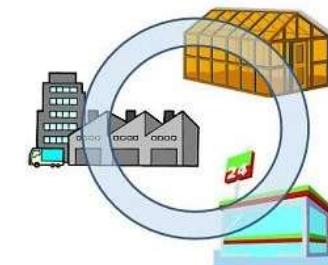
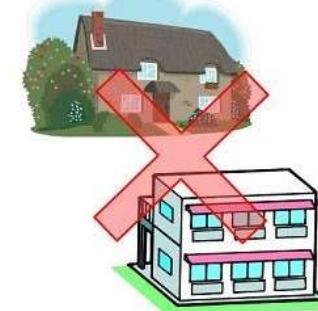
■災害危険区域における建築制限の事例

(自治体ごとに特性に応じて内容が定められます。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県宮古市の事例です。)

○制限の対象となる建物【宮古市事例】

住宅等(住宅、アパート、マンション、併用住宅および住居の用に供する建物)が制限の対象となります。

事務所、作業小屋、工場、倉庫、店舗などは、制限の対象とはなりません。



○想定される浸水深に応じた建築制限の内容事例【宮古市事例】

・想定浸水深2m以上

・浸水深2m以上(下記の2種は1m～2m未満、3種は1m未満)



・住宅等の建築禁止



- ・1階以下に居室を設けないもの
- ・建築物の主要構造部(屋根及び階段を除く)を鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造とするもの



- ・宅地が面する道路の中心線のうち最も低い位置から、盛土もしくは擁壁の高さと基礎の上端までの高さを合せて、
2種の場合 1.5m以上とするもの
3種の場合 0.5m以上とするもの

※宮古市HPを参考に編集

建築制限及び支援について（災害危険区域の指定）

災害危険区域条例事例(宮古市)

宮古市条例第26号 宮古市災害危険区域に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予想浸水深 東日本大震災復興まちづくりに係る事業の完成後に、平成23年3月11日に発生した津波と同じ規模のものが発生した場合に予想される浸水の深さ
- (2) 第1種区域 予想浸水深が2メートル以上の地点を含む地形地物により区画された区域
- (3) 第2種区域 予想浸水深が1メートル以上2メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域
- (4) 第3種区域 予想浸水深が1メートル未満の地点を含む地形地物により区画された区域であって第1種区域又は第2種区域に隣接する区域
- (5) 住宅等 住宅、寄宿舎、長屋、共同住宅等住居の用に供する建築物

(災害危険区域の指定)

第3条 市長は、津波による危険の著しい区域を法第39条第1項の災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)として指定する。

2 災害危険区域は、第1種区域、第2種区域及び第3種区域とする。

3 市長は、第1項の規定により災害危険区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。災害危険区域を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(住宅等の建築の制限)

第4条 第1種区域においては、住宅等を建築してはならない。

2 第2種区域及び第3種区域においては、市長が別に定める住宅等の構造等の基準を満たす場合を除き、住宅等を建築してはならない。

3 市長は、前項の基準を定めるときは、その旨を告示しなければならない。当該基準を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(適用除外)

第5条 前条第1項及び第2項の規定は、第3条第1項の規定による災害危険区域の指定の際現に当該災害危険区域に存する住宅等を増築し、又は移転する場合については、適用しない。

(住宅等が区域の内外にわたる場合の措置)

第6条 住宅等が災害危険区域の内外にわたる場合においては、当該住宅等の全部について災害危険区域内にあるものとみなして、第4条第1項及び第2項の規定を適用する。

2 住宅等が異なる種別の災害危険区域にわたる場合においては、当該住宅等の全部について、当該異なる種別の災害危険区域のうち最も予想浸水深が深い災害危険区域にのみあるものとみなして、第4条第1項及び第2項の規定を適用する。

(学校等の建築の制限)

第7条 次の用途に供する建築物を建築しようとする者は、第4条第1項及び第2項の規定の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業を行う施設

附 則

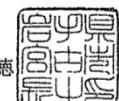
この条例は、公布の日から施行する。

宮古市告示第190号

宮古市災害危険区域に関する条例（平成24年宮古市条例第26号）第4条第2項の住宅等の構造等の基準を次のように定める。

平成24年11月20日

宮古市長 山本 正徳



宮古市災害危険区域に関する条例第4条第2項の住宅等の構造等の基準は、次のとおりとし、そのいずれかを満たせば足りるものとする。

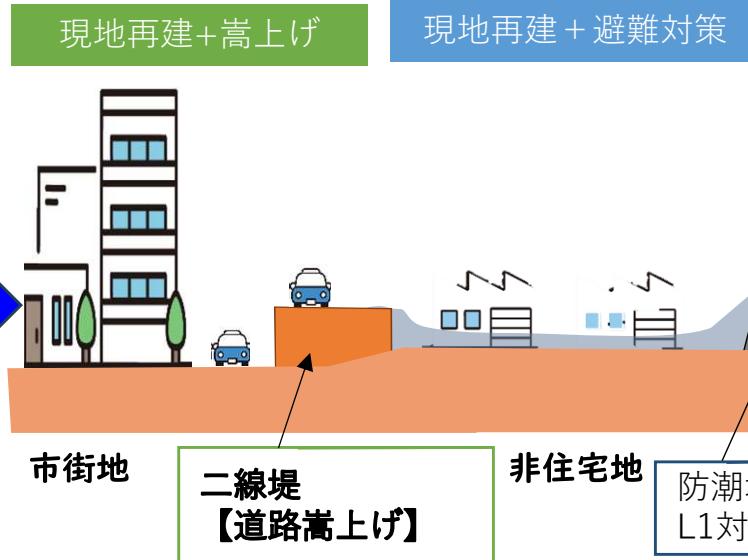
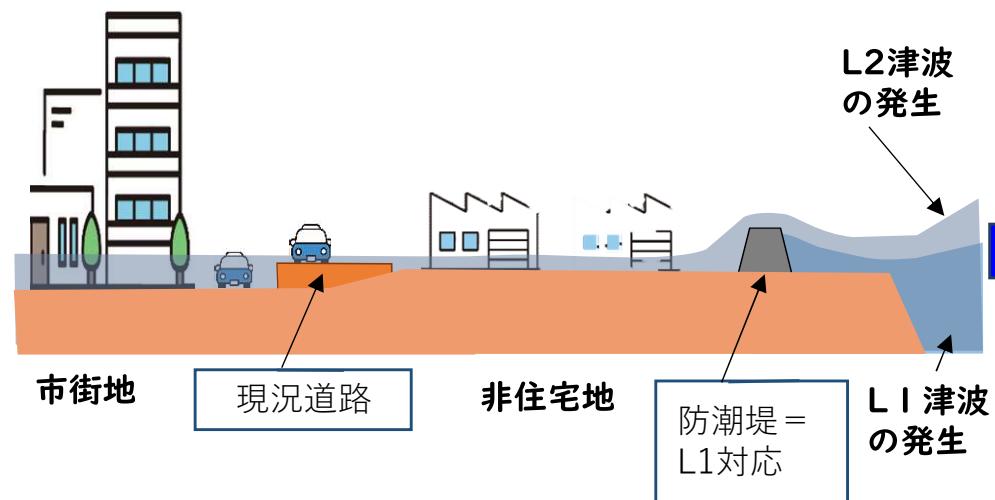
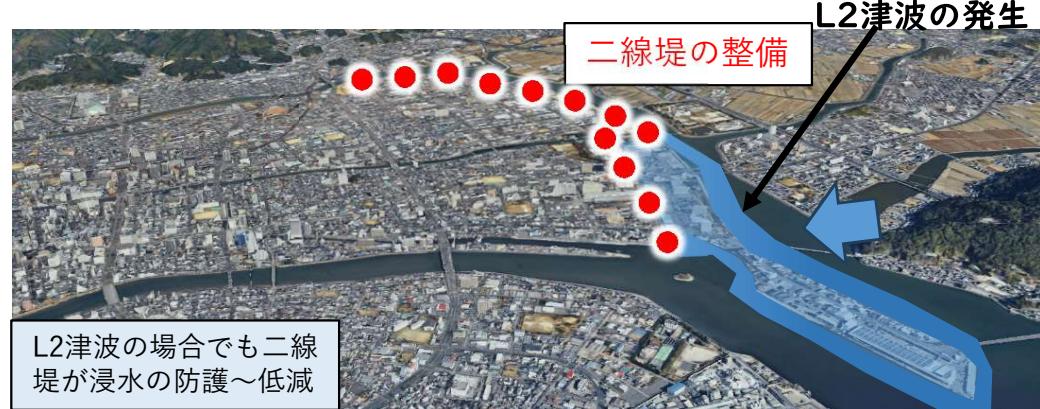
- (1) 住宅等の主要構造部（屋根及び階段を除く。）が鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造又は鉄骨造のものであって、当該住宅等の1階以下の階に居室を設けないものであること。
- (2) 住宅等の敷地が面する道路のうち、高さが最も低い道路の中心線から当該住宅等の基礎の上端までの高さが第2種区域にあっては1.5メートル以上、第3種区域にあっては0.5メートル以上であること。

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（共通）

二線堤形成イメージ(二線堤の効果等)

津波による被災イメージ

二線堤による復興イメージ



※津波高さや浸水深等はおよそのイメージを示しています。

三重防護事業について～

【事業の目的】

南海トラフ巨大地震・津波に備えるため、高知港海岸においては、**三重防護**の方針により海岸保全施設を整備することで、地域の安全・安心を確保する。

- レベル1：津波の浸入を防ぐ（防災）**
- レベル2：避難時間を稼ぐ（減災）**

【事業の概要】

・整備内容：

第1ライン：港湾施設

防波堤（東第一）、防波堤（東第二）、防波堤（南）、桂浜防波堤

第2ライン：湾口及び海岸保全施設

津波防波堤、水門、陸閘、堤防（改良）、護岸（改良）

、 胸壁（改良）、陸閘（改良）

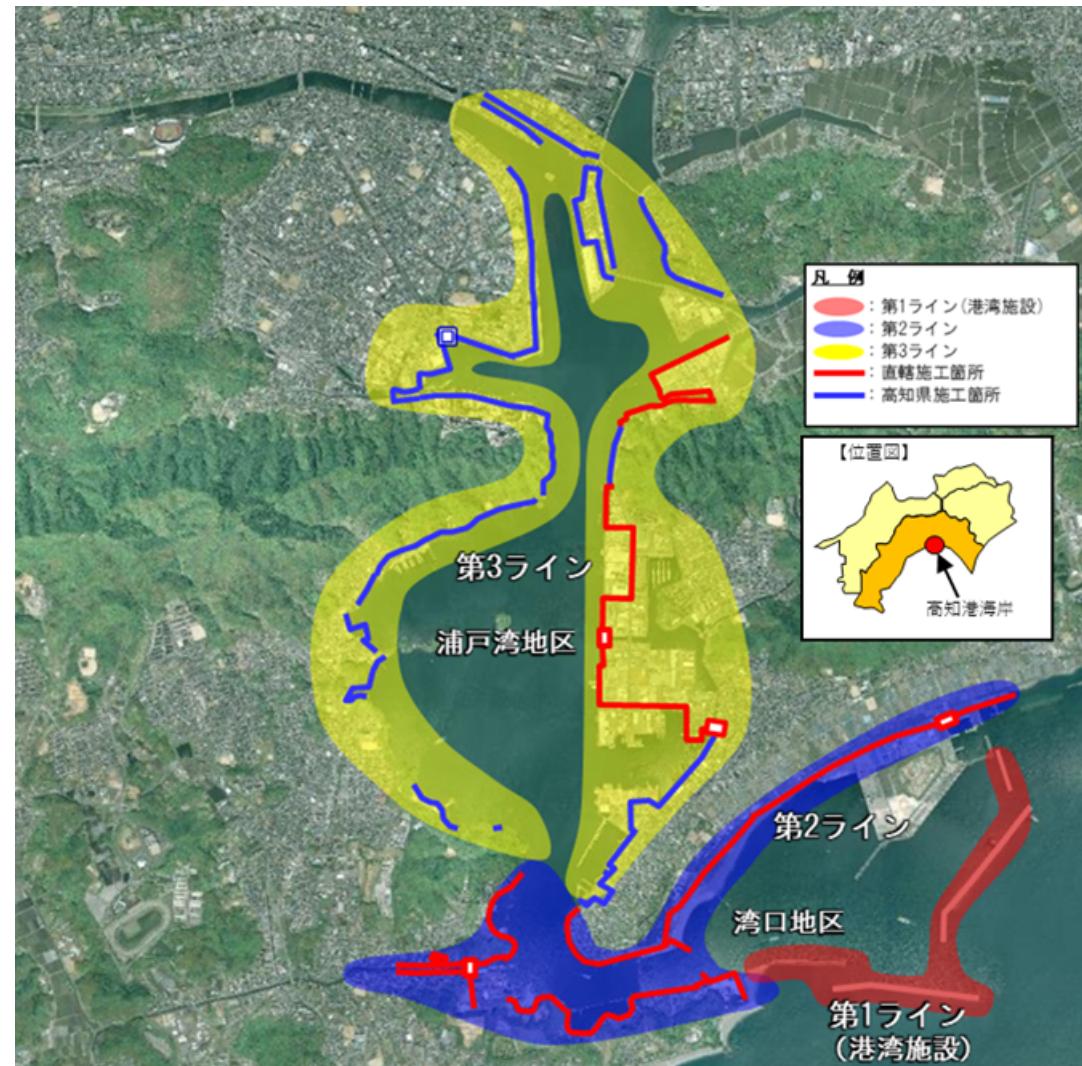
第3ライン：海岸保全施設

水門、堤防（改良）、護岸（改良）、胸壁（改良）、陸閘（改良）、堤防（改良）

・事業期間：平成28年度～令和13年度

・総事業費：940億円（うち、直轄事業は670億円）

※ 総事業費に第1ラインは含まない。



（高知港海岸における三重防護のイメージ）

出典：国土交通省資料を基に高知市作成

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（共通）

復興(再建)対策の事例紹介

被災した地域において、国・都道府県において、被災した中小企業等の施設・設備の復旧・再建支援のための補助制度を創設し、支援に取り組まれています。災害の状況や自治体の取組により名称や取組が異なり、過去の主な施策の事例を示します。

令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨

石川県なりわい再建支援補助金

被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助

補助対象者 石川県内に事業者を有する中小企業・小規模事業者等

補助金額 上限15億円

補助率 3/4（中堅企業等は1/2）



持続化補助金（災害支援枠）

被災小規模事業者による設備・施設の復旧費や販路開拓の取組に対する補助、最大200万円まで2/3補助、県が100万円まで上乗せする補助あり

熊本地震

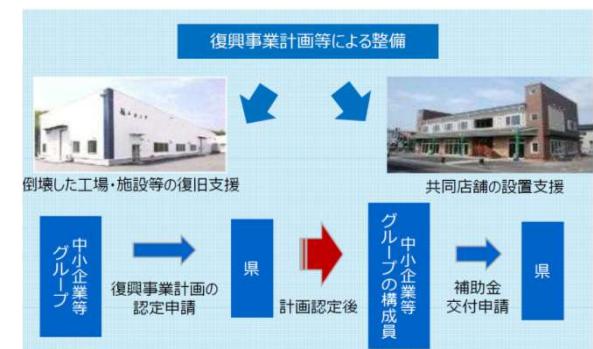
中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（グループ補助金）

被災した中小企業者等の施設・設備の復旧を支援。復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等2社以上がグループを構成して復興事業計画を作成。県の認定を受けた場合に、グループに参加する中小企業が、施設・設備の復旧に係る支援を受けられる制度。

・対象経費：施設・設備の復旧費用・補助率：3/4（国：1/2、県：1/4）

※県負担分の95%は交付税で措置

※企業負担となる1/4相当分は無利子融資も利用可能



東日本大震災

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)

被災した地域において、「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度

東日本大震災では補助率：3/4(国1/2、県1/4)



地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（共通）

復興(再建)対策の事例紹介

これまで、被災した地域において、国・都道府県により中小企業等の再建に向けた体系的な支援に取り組まれています。能登半島地震における事例を下表に示します。

なりわい再生の支援施策の体系 石川県HP https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/documents/20251117_shienichiran.pdf

補助金・助成金	設備や施設の復旧		補助金・助成金	雇用の維持		人材の確保
	石川県なりわい 再建支援補助金 随時申請受付	設備や施設の復旧整備に係る経費を、 最大15億円まで3/4補助		石川県商店街 災害復旧事業補助金 4次公募 4/21～12/26	被災したアーケードや街路灯等の 復旧整備にかかる費用及び、 来街を妨害するような 障害物の除去費の3/4を補助	
補助金・助成金	持続化補助金 (災害支援枠) 9次公募 10/28～R8.3/31	被災小規模事業者による設備・施設の 復旧費や販路開拓の取り組みに対し、 最大200万円まで2/3補助	石川県商店街 にぎわい創出補助金 6次公募 4/21～11/19	災害の影響により、来街者数及び 売上が減少した商店街が 実施する「にぎわい創出の取組み」を 最大100万円まで定額補助		
補助金・助成金	持続化補助金 (災害支援枠)への上乗せ 公募 4/1～随時受付	持続化補助金(災害支援枠)に県が 最大100万円まで上乗せ補助	伝統的工芸品産業支援 補助金(災害復興事業) 受付 11/13～12/3	伝統的工芸品(国指定)の製造を 再開するために必要な ①設備・機器等の購入費及び修繕費 ②原材料の購入費及び型等の試作・製作費 を最大1,000万円まで3/4補助		
補助金・助成金	中小企業者持続化補助金 (災害支援枠) 7次公募 9/19～11/25	被災中小企業者による設備・施設の 復旧費や販路開拓の取り組みに対し、 最大200万円まで1/2補助	石川県伝統工芸事業者 再建支援事業費補助金 6次公募 10/10～11/28	伝統的工芸品(県指定・稀少)の製造を 再開するために必要な ①設備・機器等の購入費及び修繕費 ②原材料の購入費及び型等の試作・製作費 を最大1,000万円まで3/4補助		
補助金・助成金	営業再開に必要な仮施設等 12次公募 11/1～12/5	営業再開に必要な仮施設等の 整備係る経費を、 最大300万円まで最大2/3補助	産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース) R6.12/17～R7.12/31の期間に 実施した1か月以上の出向が対象	一定要件で、出向元・出向先が負担 する賃金の2/3(大企業) もしくは4/5(中小企業)を助成 ※上限額：雇用保険の基本手当額の最高額		
補助金・助成金	チャレンジ支援補助金 4次公募 10/1～11/28	新たなチャレンジに必要な ソフト事業に係る経費を、 最大300万円まで最大2/3補助	雇用保険の特例 特例期間：6/30まで	被災により事業所が休止・廃止した ために休業して賃金の支払いがない場 合に、実際に離職していないなくても雇用 保険の失業給付を受給できる		
補助金・助成金	起業促進補助金 3次公募 11/10～12/10	新たな起業等に必要な ハード事業に係る経費を、 最大300万円まで最大2/3補助	在籍型出向促進助成金 受付：4/1～R8.3/31	被災事業者が労働者の雇用維持を 図るために、在籍型出向を実施した場 合に、出向元・出向先事業者の双方 に対し、労働者1人につき定額10万 円を給付		
補助金・助成金	○観光復興に向けた支援	・風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重 点的実施 ・「北陸応援割」(3～4月、補助率50%、最大20,000円／泊)。 ・ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進 ・観光関連事業者の支援(なりわい再建支援事業等の活用)(再掲) ・観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。	地域雇用開発助成金 (能登半島地震特例) 受付：R6.7/1～R8.3/31	新たに2名以上を雇用し、雇用拡大に 必要な施設・設備の新設・増設・購入、 賃借に100万円以上支出した事業所 に対し、最大800万円を給付		
補助金・助成金			雇用のミスマッチ解消・ 人材確保助成金 受付：4/1～R8.3/31	求職者のニーズに応じて、業務の切り 出しを行い、切り出した求人で新たに 労働者を雇用した事業者に、労働者 1人につき定額10万円を給付		
補助金・助成金			石川県雇用環境整備 助成金 受付：4/1～R8.3/31	従業員宿舎を賃貸する奥能登2市2 町の事業所に対し、新規雇用労働 者1人あたり定額10万円を給付 (地域雇用開発助成金(能登半島地震特 例))の対象にならない場合のみ)		

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（共通）

復興(再建)対策の事例紹介

能登半島地震からの復旧・復興に向けて、農業用機械等の再建・営農再開・資金繰り等の支援、棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり、漁船等の復旧・漁場環境の回復への支援、里海資源を活かした海業振興等の支援が実施されています。

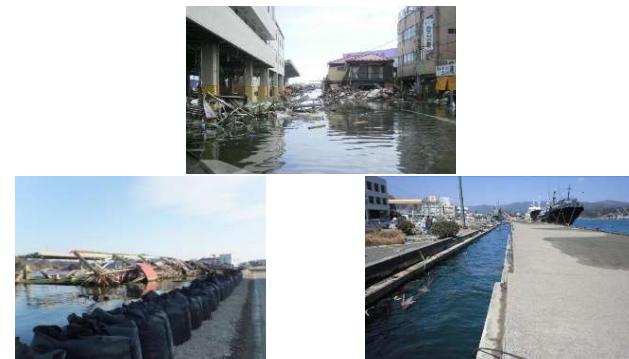
○農業関係

- ・農地・施設の復旧と一体的に行う水管理の効率化、排水能力の向上等
(国庫補助率の嵩上げ (農地85%→96%、農業用施設94%→98%))
- ・被災農業者等への金融支援 (貸付当初5年間の実質無利子化等)
- ・農業用機械、農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕等支援
(補助率 農業用ハウス等 共済金と合わせ1/2、農業用機械・畜舎等1/2)
- ・共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕等 (補助率1/2等)



○水産関係

- ・災害復旧事業等による漁港、海岸等の早期復旧の支援
(激甚指定による補助率嵩上げ 漁港等の公共土木施設70%→83%)
- ・海業振興等の漁港機能強化対策等を実施 (補助率1/2等)
- ・漁船・漁具、養殖施設、水産業共同利用施設の復旧支援 (補助率1/2等)
- ・被災漁業者等への金融支援 (貸付当初5年間の実質無利子化等)



○林業関係

- ・被災した山林施設の早期復旧を支援
(激甚指定による災害復旧の国庫補助率の嵩上げ、林道83%→93%等)
- ・荒廃地における治山対策・森林整備の支援 (補助率1/2等)
- ・木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等支援 (補助率1/2)
(林業・木材産業循環成長対策 木材加工施設 上限500万円等)



※写真・イメージは東日本大震災

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（共通）

復興(再建)対策の事例紹介

施設・設備の迅速な復旧

(令和6年能登半島地震等 中小企業特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業)

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧
石川県、富山県、福井県、新潟県所在の令和6年能登半島地震等の被害を受けた中小企業等に対して、工場・店舗などの施設・生産機械などの設備の復旧費用を補助

株式会社 白山（石川工場）（石川県羽咋郡志賀町）

<補助金活用のポイント>なりわい再建支援補助金の活用により早期事業再開を実現



能登塩業組合 株式会社（石川県鳳珠郡能登町）

<補助金活用のポイント>県庁の相談窓口を活用して自ら申請書を作成



株式会社 源（富山県富山市）

<補助金活用のポイント>アンテナ高く情報収集し、相談窓口を積極活用して解決



中部経済局 なりわい再建支援補助金の活用事例より引用

観光宿泊施設の復旧

(東日本大震災『中小企業等グループ施設等復旧整備補助金』(グループ補助金))

株式会社 浪板観光ホテルリゾート

はまぐくの花言葉は「逆境に立ち向かう」強い決意を胸に、大槌の復興を牽引



グループ補助金活用事業者事例集(2021年2月9日東北経済産業局)より引用

施設の復旧や共同店舗新設・再配置

(熊本地震における中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(中小企業等グループ補助金))

熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域(熊本県)を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等や、商業機能回復のための共同店舗の新設などに要する費用の補助

事業イメージ

(1) 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したもの）を作成し県の認定を取得します。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舗整備」等）に要する費用も補助します。

(2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備



国土交通省四国建設局HPより引用

小規模事業者における販路の開拓

(被災地域販路開拓支援事業(小規模事業者持続化補助金))

熊本地震の影響を受けた九州地方の小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上を支援。

約1,500者の販路開拓、業務効率化・生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることが目標。

事業イメージ

事業概要

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。

補助対象者：九州地方に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者

補 助 率：2/3

補助上限額：200万円（熊本県・大分県に所在する事業者）

100万円（福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県に所在する事業者）

事業イメージ

【旅館の取組】

- 英語版HPを作成し、新たな外国人観光客を獲得



【菓子小売店の取組】

- 菓子の梱包・パッケージを刷新し、商品ブランド力を向上



地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（共通）

復興(再建)対策の事例紹介

農地の大区画化や効率的な土地利用の実現

農地の復旧にあわせたほ場の大区画化への取組

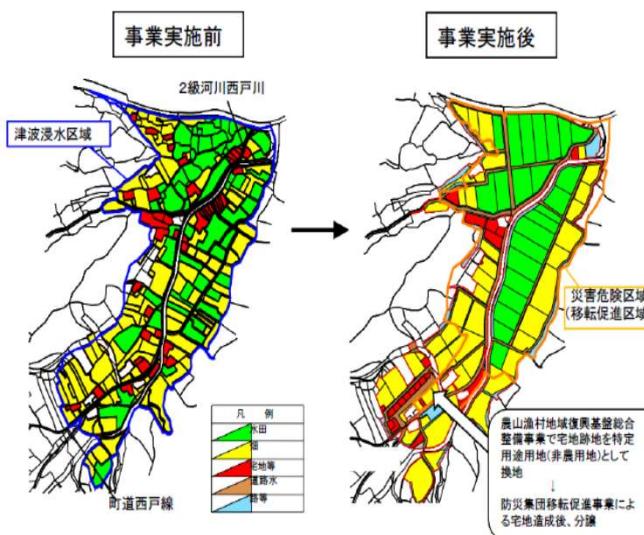
原町東地区(福島県南相馬市)地区面積:525haは、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場の大区画化(10~30a→標準区画1.2ha)を実施。



農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を2県10市町17地区で進めており、15地区で整備が完了(令和6年3月末時点)

宮城県南三陸町の南三陸地区(西戸川工区)では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。



被災した漁港や水産加工施設の整備

気仙沼漁港・石巻漁港等においては、水産加工団地の土地の嵩上げ工事や高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備などを実施。

南気仙沼地区と鹿折地区の一部を水産加工施設等の集積地として整備するため、嵩上げ工事を実施(平成26年3月完了)。

主要な陸揚岸壁について、水産庁が代行工事を実施(平成26年5月完了)。

高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備(平成31年4月供用開始)。



嵩上げした集積地(南気仙沼地区)
復旧した岸壁及び完成した荷さばき所

荷さばき所の内部写真

漁港の高度衛生管理のイメージ



東日本大震災における被災状況



東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組(令和7年1月 農林水産省)から引用

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（共通）

復興に向けたスケジュール～復興の道すじのイメージ



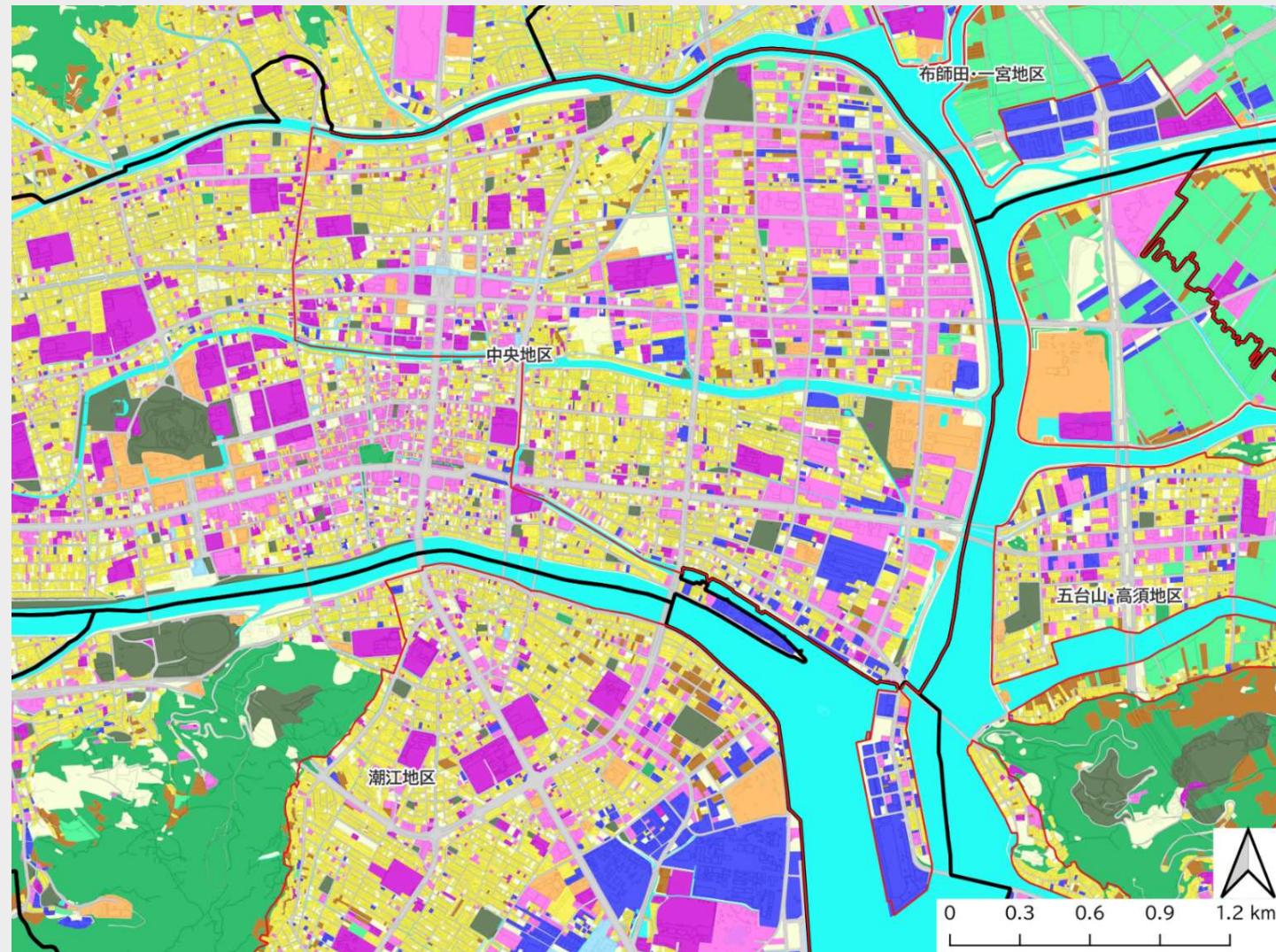
中央地区

被害想定図～土地利用図

○中央地区の災害リスク等(土地利用現況)

重ね合わせデータ
(土地利用現況及び
公共施設配置等
(令和元年都市計画基礎調査
を補正)

- 対象区域
- 地区
- 【土地利用現況】
 - 農用地(田)
 - 農用地(畠)
 - 山林
 - 水面
 - 原野
 - 公共緑地
 - 住宅用地
 - 商業用地
 - 工業用地
 - 文教厚生用地
 - 都市運営用地
 - 道路用地
 - 交通施設用地
 - その他



被害想定図～築年別建物分布図

○中央地区の災害リスク等(築年別建物分布)

〈築年別建物分布図〉

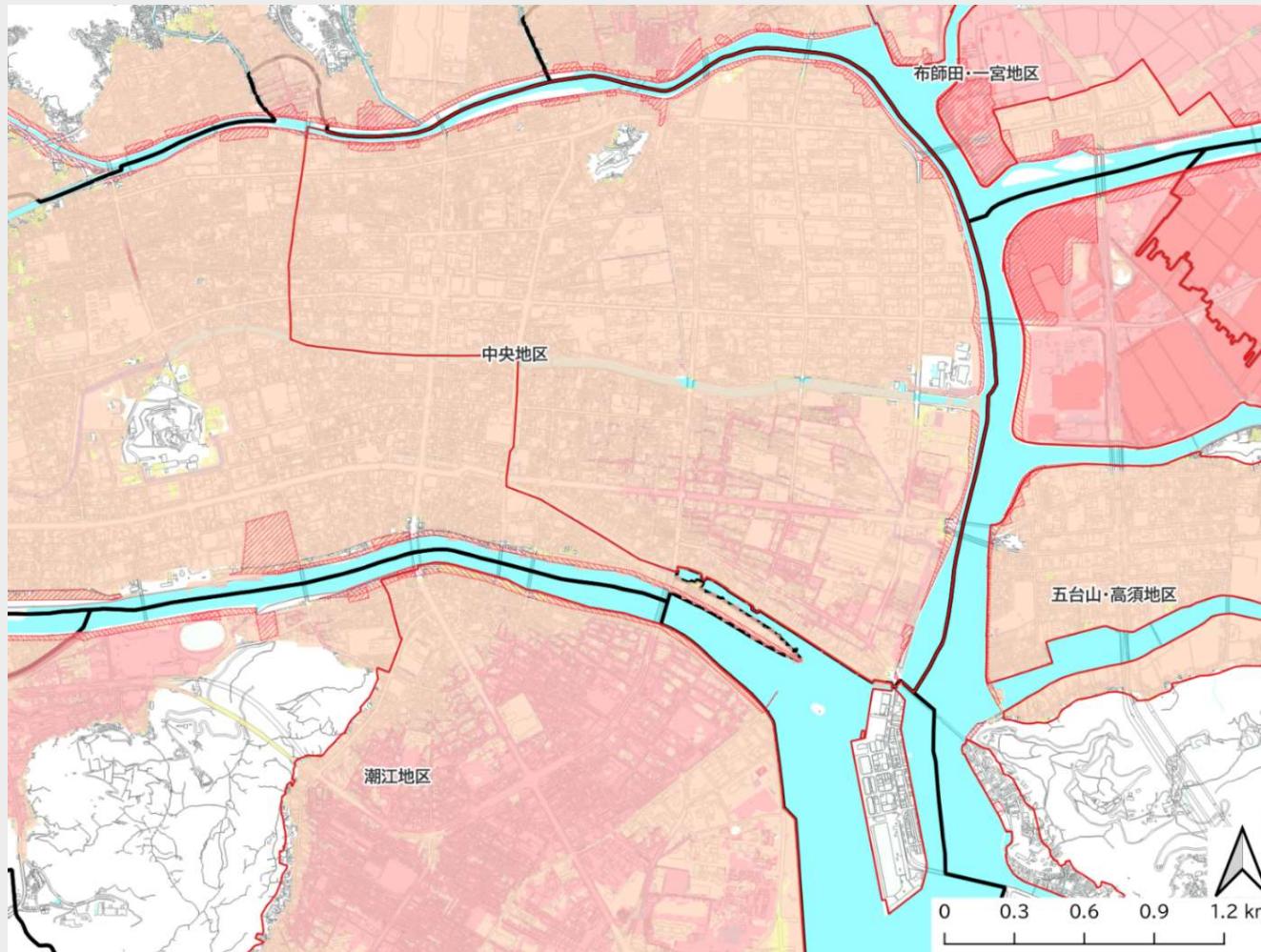


被害想定図～災害リスク（洪水ハザードマップ）

○中央地区の災害リスク等（洪水ハザードマップ）

重ね合わせデータ

〈洪水ハザードマップ（高知県防災マップ）〉



対象区域

地区

水域

【洪水浸水想定】

- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 10.0m以上

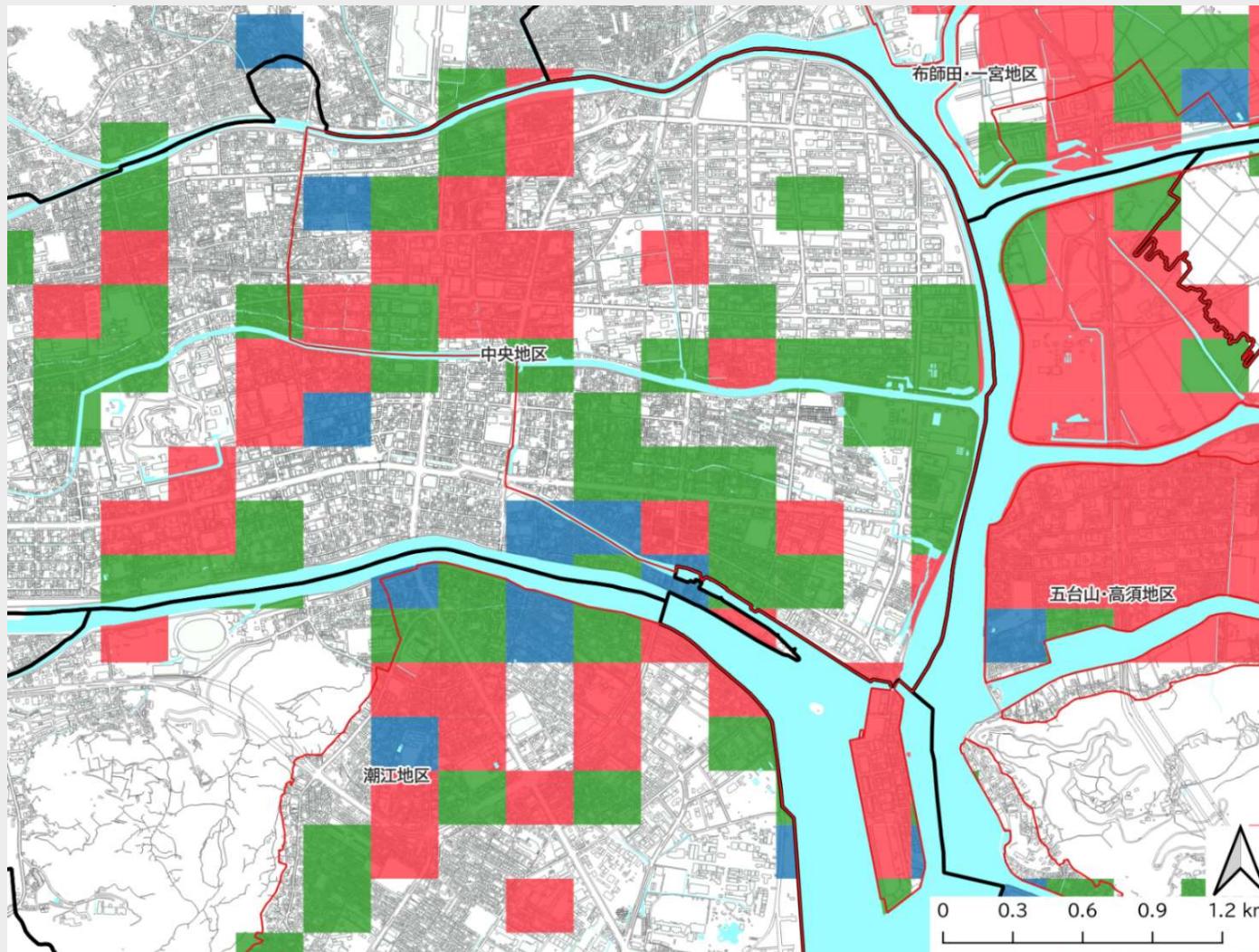
【家屋倒壊等氾濫想定区域】

- 氾濫流
- 河岸浸食

被害想定図～災害リスク（液状化の危険度）

○中央地区の災害リスク等(液状化の危険度)

〈液状化の危険度状況（高知県防災マップ）〉



地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（中央地区）

復興に向けたスケジュール～復興計画の期間

①復興計画の期間

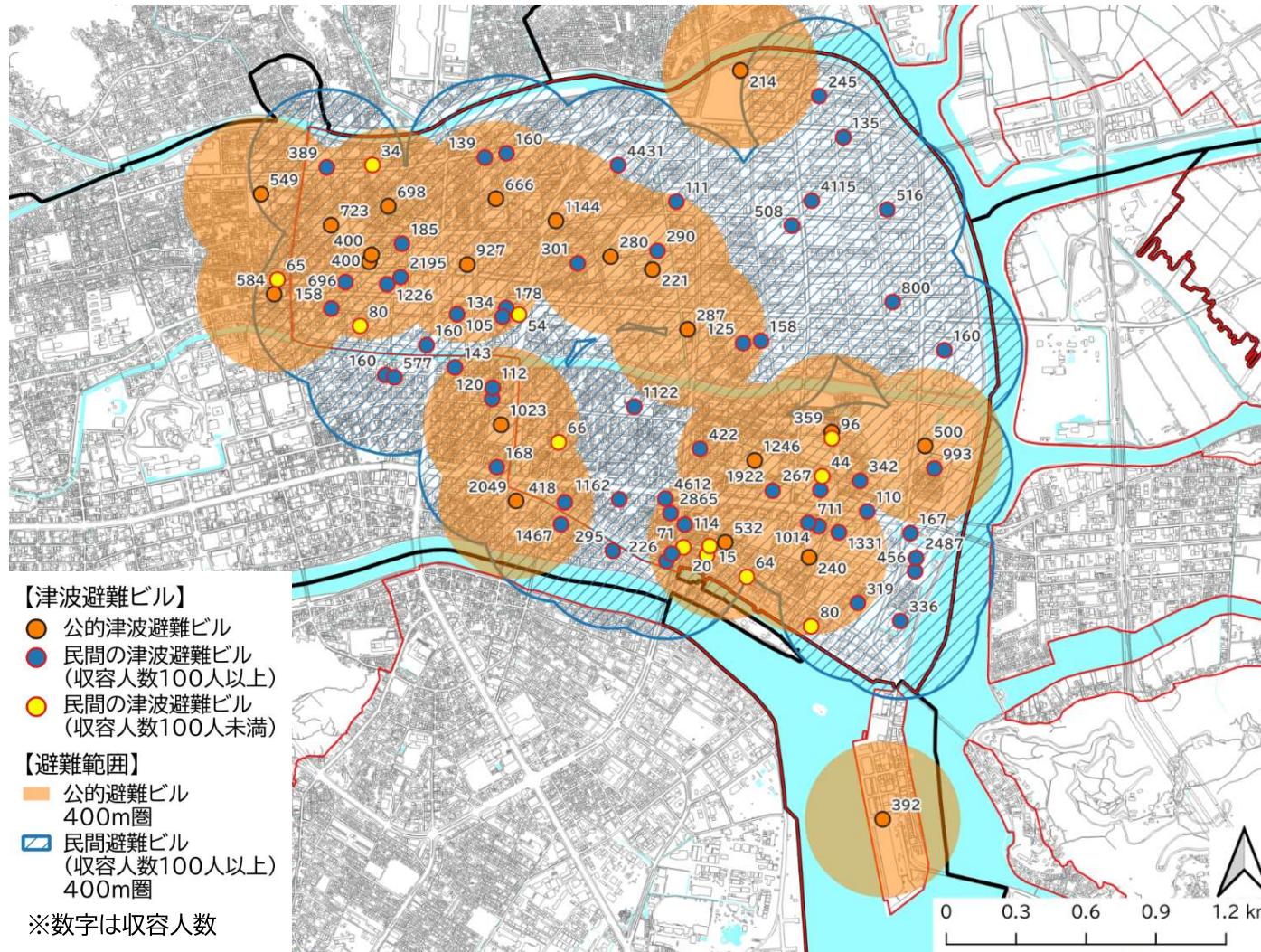
復興パターンに示されたまちづくりの実現に向けたスケジュールを設定します。おおむね発災後の1年間は、復興まちづくり計画の策定を想定し、1年後から事業に関する調査や調整を実施(1~2年)、その後に事業着手、住宅建設等が進むと想定します。



立体都市公園の計画における津波避難ビルの立地状況

津波避難ビルの立地状況をみると、対象区域のほとんど全域が徒歩避難距離（半径400mと設定）の圏内となっていますが、北久保～海老ノ丸周辺や、桜井町～南宝永町周辺の市街地は公的避難ビルへの避難圏域外となっています。

また、津波避難ビルの用途内訳をみると、民間の避難ビルでは賃貸マンション、分譲マンション、ホテルが多くを占めています。

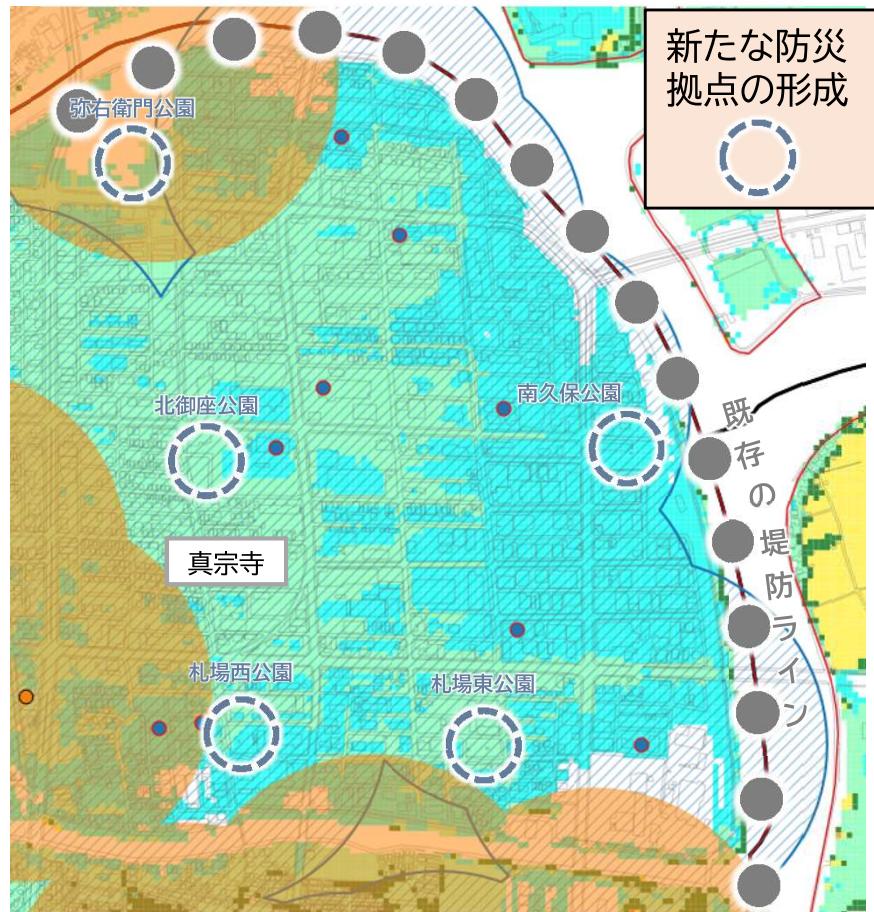


津波避難ビルの用途内訳

	公共	民間	計
ホテル	0	11	11
学校	6	3	9
集会所等	4	0	4
公営住宅	4	0	4
賃貸マンション	0	17	17
分譲マンション	0	17	17
事務所等	7	6	13
店舗等	0	4	4
福祉・病院	0	4	4
立体駐車場	0	5	5
計	21	67	88

立体都市公園の計画における考え方

新市街地ゾーン（北川添、北久保等）



新たな防災拠点の形成

【敷地ごとの嵩上げや1階の非居住化、塀・壁の強靭化】

- 平地については敷地ごとの個別の嵩上げや1階の非居住化、塀・壁の強靭化などを検討する。

【新たな防災拠点の形成】

- 公的避難ビルの圈域外となっているエリアについて、立体都市公園制度等の活用により、既存の都市公園の敷地内に避難施設となる建築物を設置し、土地の有効利用を図りながら新たな防災拠点を形成します。

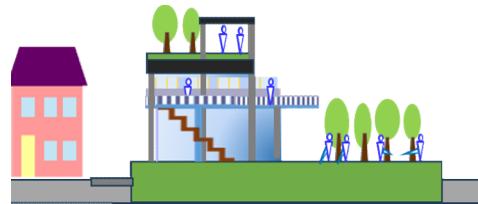
※新たな防災拠点設定の考え方

以下の範囲から、対象となる都市公園を選定。

- ✓ 津波浸水想定が1.0～2.0mまたはその区域に近接している範囲。
- ✓ 公的避難ビルの利用圈域外となっており、津波避難機能の強化が重点的に必要である範囲。

立体都市公園のまとめ

防災(避難)拠点による復興イメージ
(既存公園の立体化・民間賑わい施設整備イメージ)



方向性: 弥右衛門公園の他に、北御座公園、北久保公園札場西公園、札場東公園について、立体都市公園制度を活用し、防災拠点に位置付ける。

立体公園制度とは、一つの土地の上空や地下などを「立体的」に区分して、公園と他の都市施設を重ねて整備できるようにする制度です。

従来は、公園用地の上や下に建物・道路・駐車場などを整備しようとすると、「公園なのか、道路なのか、建物用地なのか」が法的に整理しにくく、公園と他の施設を“重ねて利用する”ことが難しい面がありました。

そこで都市公園法などが改正され、「立体的な区分」を法的に認めることで、地下に駐車場や道路、地上部に都市公園(緑地・広場)上部にビルや公共施設といった多層利用(重ね使い)をしやすくしたのが「立体都市公園制度」です。

メリット

- ① 土地の有効活用: 限られた都市空間をフル活用できる
- ② 公園面積を確保しやすい: 再開発で地上部に建物をつくっても、別の層に公園を設けやすい
- ③ **防災拠点や避難スペースを確保しやすい**
- ④ 中心市街地のにぎわいづくりと両立しやすい(公園+商業施設などの複合)

デメリット・課題

- ① 構造が複雑になり、建設コストや維持管理コストが高くなりがち
- ② 管理主体(公園管理者、道路管理者、民間事業者など)が複数になると、責任分担や維持管理ルールの調整が必要
- ③ 地下・屋上公園の場合、日照・風通し植栽の生育管理バリアフリー(エレベーター・スロープ)など、通常の平地公園よりも工夫が必要。

[まとめ]

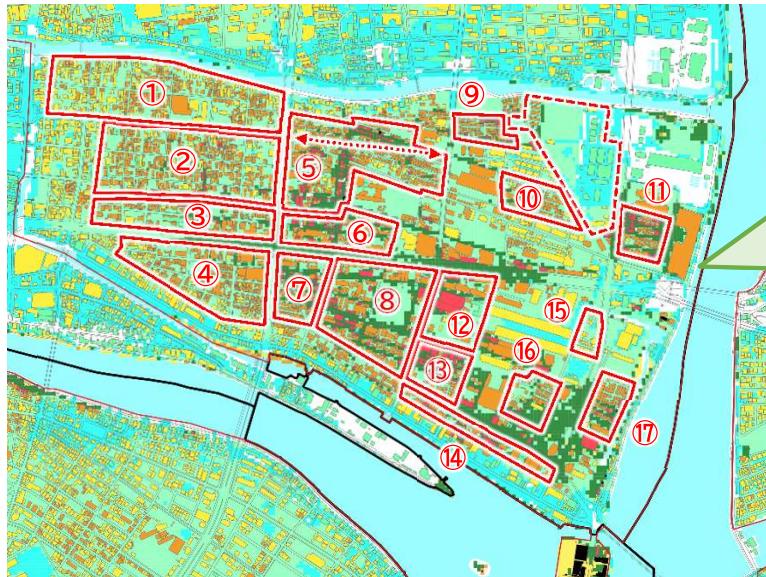
「避難・防災機能を持つ既存都市公園」を、平常時はにぎわい創出・交通結節、発災時は避難拠点・応急対応拠点となる多機能拠点型公園に再編する。

その際、用地の追加取得ではなく、立体都市公園制度により既存公園の地下・上部空間を高度利用し、避難スペース、備蓄機能、防災交通機能を重ねて配置する。

例えば、一次避難場所、帰宅困難者の一時滞在スペース、応急物資の一時集積・輸送拠点。

復興パターン案2：現地再建案

【参考】事業区域の考え方



津波浸水想定が2m前後
かつ被害想定が「大修理」
や「甚大被害」の建物が集
中しているエリアを抽出。

【建物の被害想定】

- 軽微被害の可能性
- 要修理の可能性
- 大修理の可能性(浸水深2m以下)
- 甚大被害の可能性(浸水深2m超)
- 全壊被害可能性

【津波浸水想定】

- 0m以上 - 1.0m未満
- 1.0m以上 - 2.0m未満
- 2.0m以上 - 3.0m未満
- 3.0m以上 - 4.0m未満
- 4.0m以上 - 5.0m未満
- 5.0m以上 - 10.0m未満
- 10.0m以上

【建物分類】

- 木造住宅(2階以下)
- 木造住宅(3階以上)
- 非木造住宅(2階以下)
- 非木造住宅(3階以上)
- 非住宅

■ 居住誘導区域

■ 土地区画整理事業



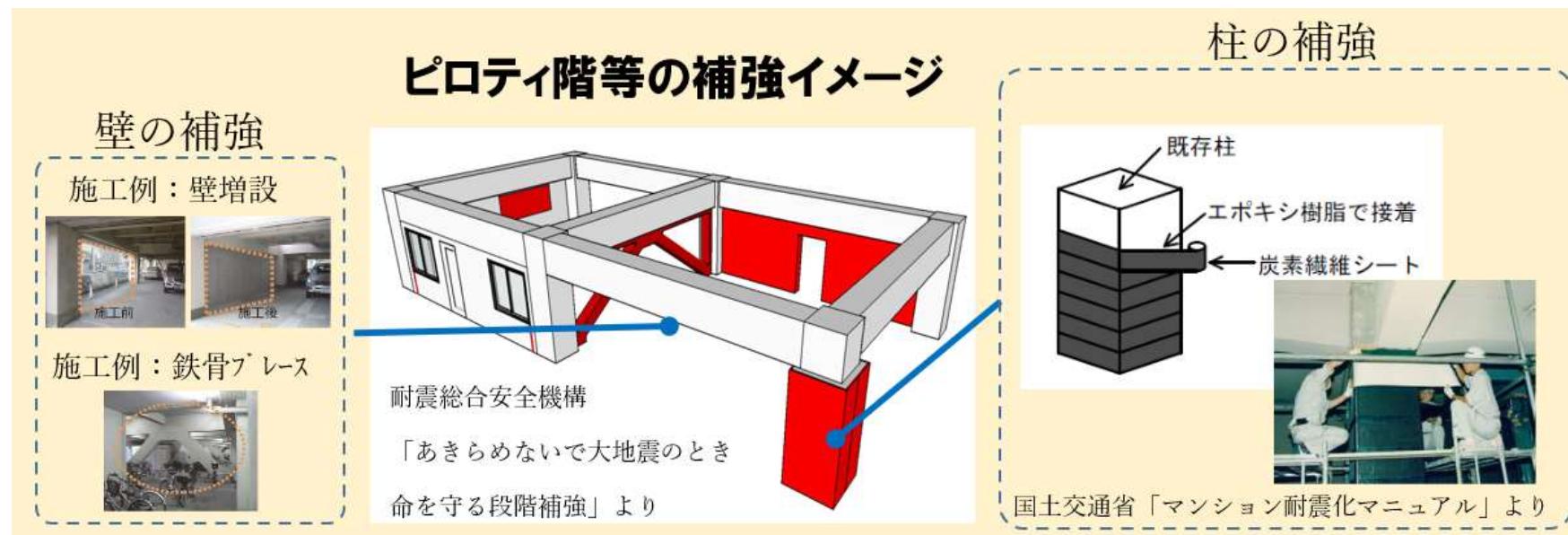
	建物の状況	狭隘道路など	用途地域	土地区画整理事業	居住誘導区域	事業手法の選定
①	住宅多数 一部木造密集	一部狭隘	・一住 ・二住	未施工	内	土地区画整理事業(b) (都市計画道路整備事業を含む)
②	住宅多数 一部木造密集	一部狭隘	・一住 ・二住	未施工	内	土地区画整理事業(c) (都市計画道路整備事業を含む)
③	非木造や非 住宅多数	一部狭隘	・一住 ・二住 ・商業	施工済み	内	個別事業
④	非木造や非 住宅多数	一部狭隘	・商業	施工済み	内	個別事業
⑤	住宅多数 一部木造密集	一部狭隘	・一住 ・二住	未施工	内	土地区画整理事業(d) (都市計画道路整備事業を含む)
⑥	住宅・非住宅 が混在	-	・一住 ・二住 ・商業	施工済み	内	個別事業
⑦	非木造多数 一部木造密集	-	・準工業 ・商業	施工済み	内	個別事業
⑧	住宅・非住宅 が混在	-	・準工業 ・商業	施工済み	内	個別事業
⑨	木造密集	狭隘多数	・工業	未施工	外	土地区画整理事業(e)
⑩	木造・非木造 が混在	一部狭隘	・工業	未施工	外	個別事業
⑪	木造密集	一部狭隘	・工業	未施工	外	土地区画整理事業(f)
⑫	非住宅多数	-	・商業 ・工業	施工済み	一部 内	個別事業
⑬	住宅・非住宅 が混在	-	・工業	施工済み	内	個別事業
⑭	住宅・非住宅 が混在	-	・工業	施工済み	外	個別事業
⑮	木造多数	一部狭隘	・工業	未施工	外	土地区画整理事業(g)
⑯	木造多数 一部非木造	一部狭隘	・工業	未施工	外	土地区画整理事業(h)
⑰	木造密集	狭隘多数	・工業	未施工	外	土地区画整理事業(i)

※丸池公園周辺については、被害想定等に関係なく一体的な土
地利用の検討を行うことから事業区域(a)として位置づける。

【参考】事例：命を守るために1階の非居住階等緊急対策事業（東京都）

■事業概要

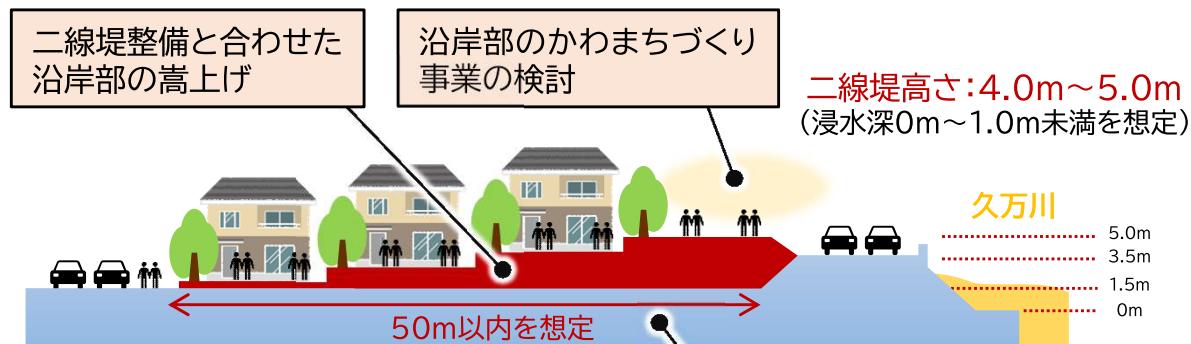
項目	内容
事業名	命を守るために1階の非居住階等緊急対策事業
対象建物	1階の非居住階等（原則、地上1、2階のIs値が0.4未満）を有するマンション
対象経費	1階の非居住階等の補強設計や補強工事に要する費用
補助率	2分の1（上限17,500,000円）
補助の活用にあたっての支援	耐震診断を実施済みのマンションには、この補助金の対象となるか判断し、具体的な補強方法等についてアドバイスをする専門家を無料で派遣する。また、耐震診断が未実施のマンションには、区市と連携して耐震診断補助等の情報を提供する。



地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（中央地区）

【参考】新市街地ゾーンにおける二線堤の整備イメージ

■ 断面イメージ図



■ 現地写真(北久保周辺)



■ 形成イメージ図



【参考】かわまちづくり支援制度の概要

目的		河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組を定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度(以下「支援制度」という。)への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組を支援し、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指すこと
河川管理者が 行う支援	ソフト 施策	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施 ➢ 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供 ➢ 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援 ➢ 河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習等の受講、啓発活動等を支援
	ハード 施策	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備及びそれと一緒にした生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を、事業着手後、概ね5か年で積極的に推進する。

復興におけるかわまちづくりの事例



【取組内容】

- ◆ 被災事業者らが中心となった地域の賑わい拠点
- ◆ 様々な関係主体によるイベント等の開催及び情報共有・発信
- ◆ 舟運事業、震災復興伝承事業等による復興まちづくりの推進
 - ・河川堤防と同じ高さに整備した側帯上に、被災事業者らが中心となって設立したまちづくり会社が商業施設を建設・運営。
 - ・都市・地域再生等利用区域を指定し、舟運事業や河川防災ステーションにおける震災復興伝承事業等により、被災体験を活かした復興まちづくりを実施。



【取組内容】

- ◆ 復興まちづくりとして新たな観光・交流拠点を整備
- ◆ 堤防から商業施設へ直接出入り可能な「堤防一体空間」の創出
 - ・堤防背面に盛土と直立擁壁を設置することで、堤防に隣接する商業施設「いちのまき元気いちば」の2階部分に直接入りできる最大17m幅の「堤防一体空間」を創出。

出典:かわまち大賞(先進事例紹介) :国土交通省水管理・国土保全局

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（中央地区）

【参考】中央地区の事前復興に係る関連計画資料

下知地区防災計画（2022年度）

事前復興計画編

【事前復興計画の目指すべき姿】

コンセプトその① 子ども

⇒子どもが伸び伸びと元気に遊べるまち

コンセプトその② 高齢者・障がい者

⇒お年寄りや障がいがある人が安心と生きがいをもって暮らせるまち

コンセプトその③ 働く世代

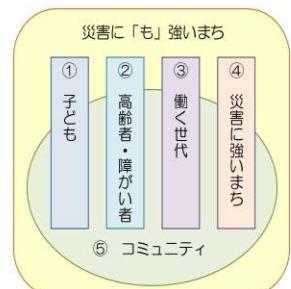
⇒産業が活発で働きやすいまち

コンセプトその④ 災害に強いまち

⇒魅力があり、災害から生活を守れるまち

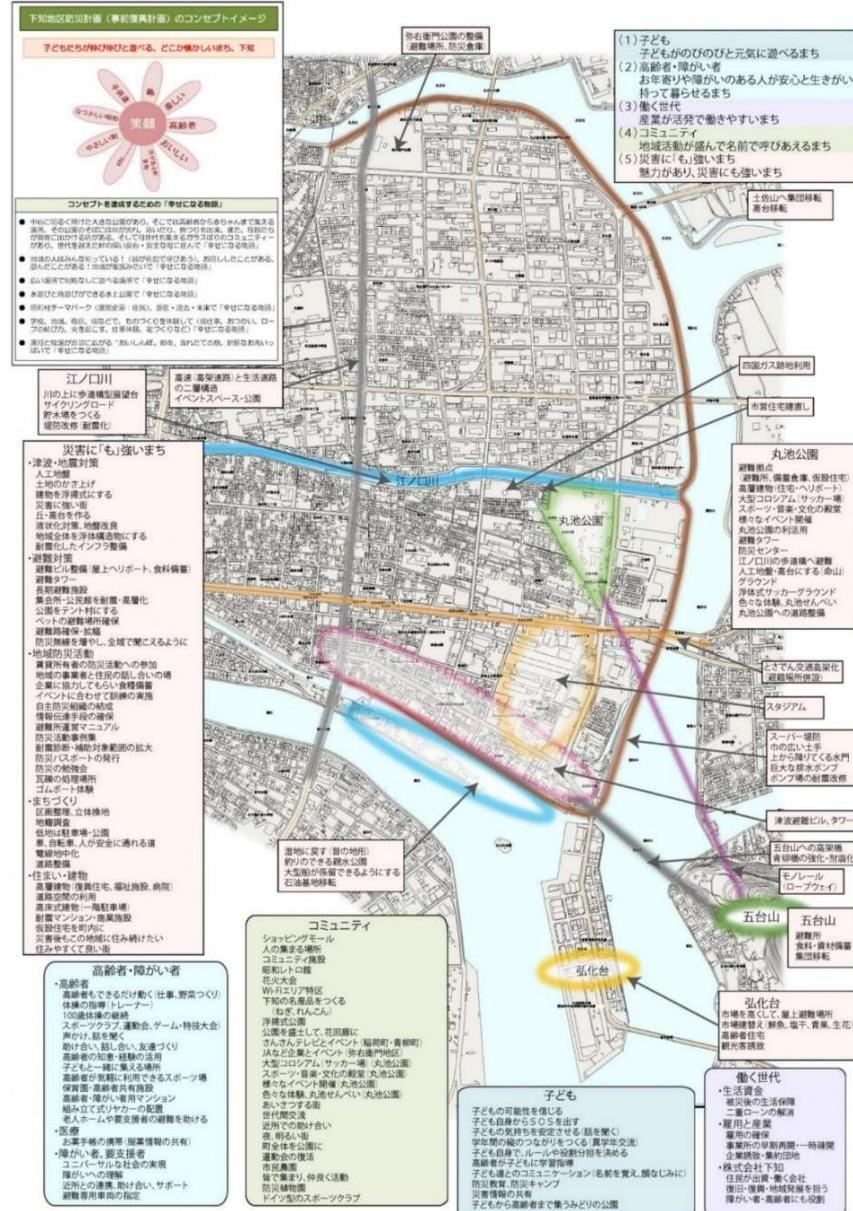
コンセプトその⑤ コミュニティ

⇒地域活動が盛んで、名前で呼びあえるまち



■下知地区防災計画の五つの柱

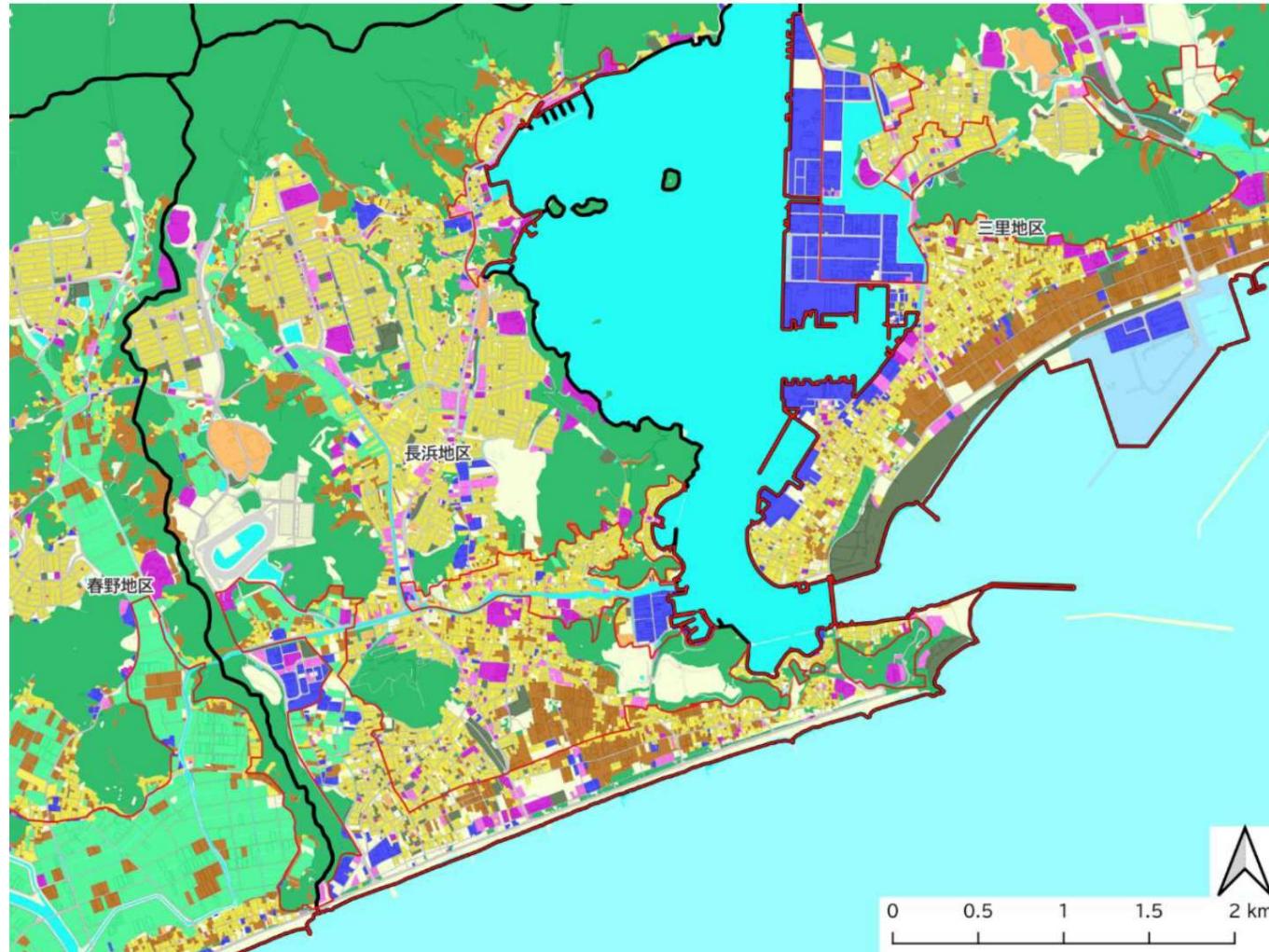
【事前復興計画の検討での主な意見（平成27年度～28年度）】



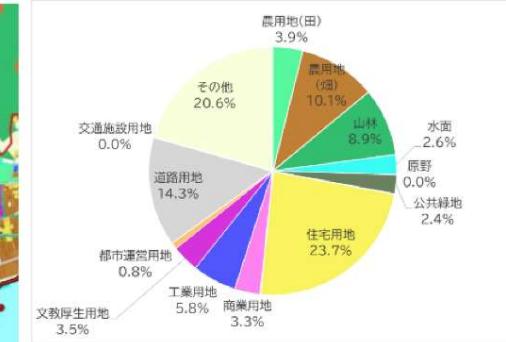
長浜地区

被害想定図～土地利用図

○長浜地区の災害リスク等(土地利用現況)



出典：土地利用現況調査



□ 対象区域
□ 地区

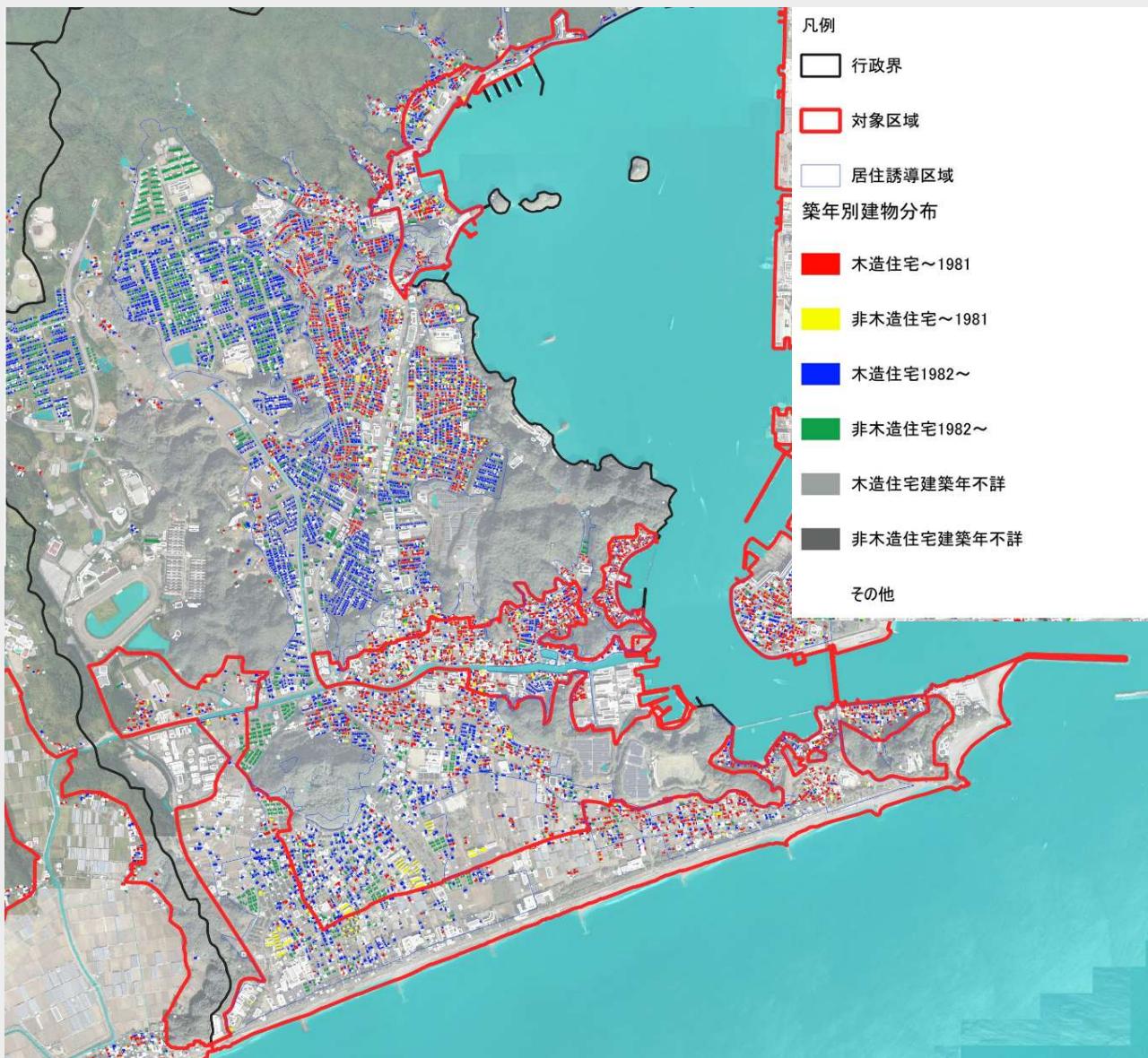
【土地利用現況】

- 農用地(田)
- 農用地(畠)
- 山林
- 水面
- 原野
- 公共緑地
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 文教厚生用地
- 都市運営用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- その他

被害想定図～築年別建物分布図

○長浜地区の災害リスク等(築年別建物分布)

〈築年別建物分布図〉

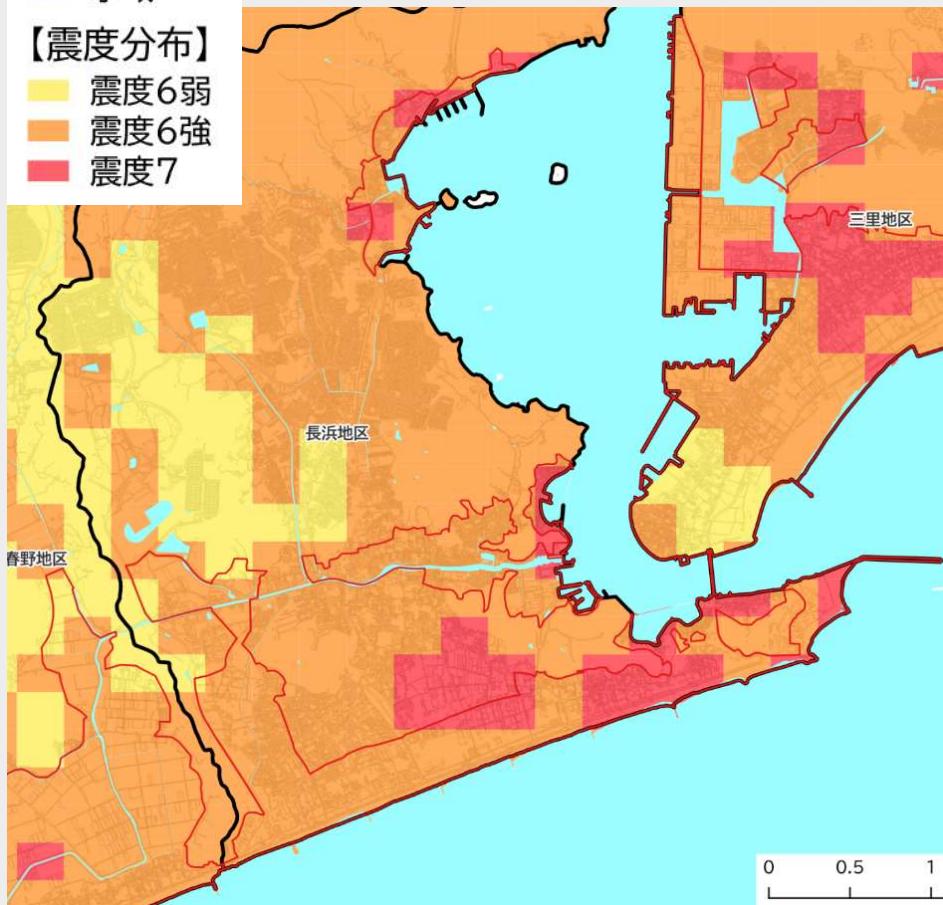


被害想定図～災害リスク（震度・液状化）

○長浜地区の災害リスク等（震度分布、液状化）

- 対象区域
 - 地区
 - 水域
- 【震度分布】
- 震度6弱
 - 震度6強
 - 震度7

〈震度分布図〉

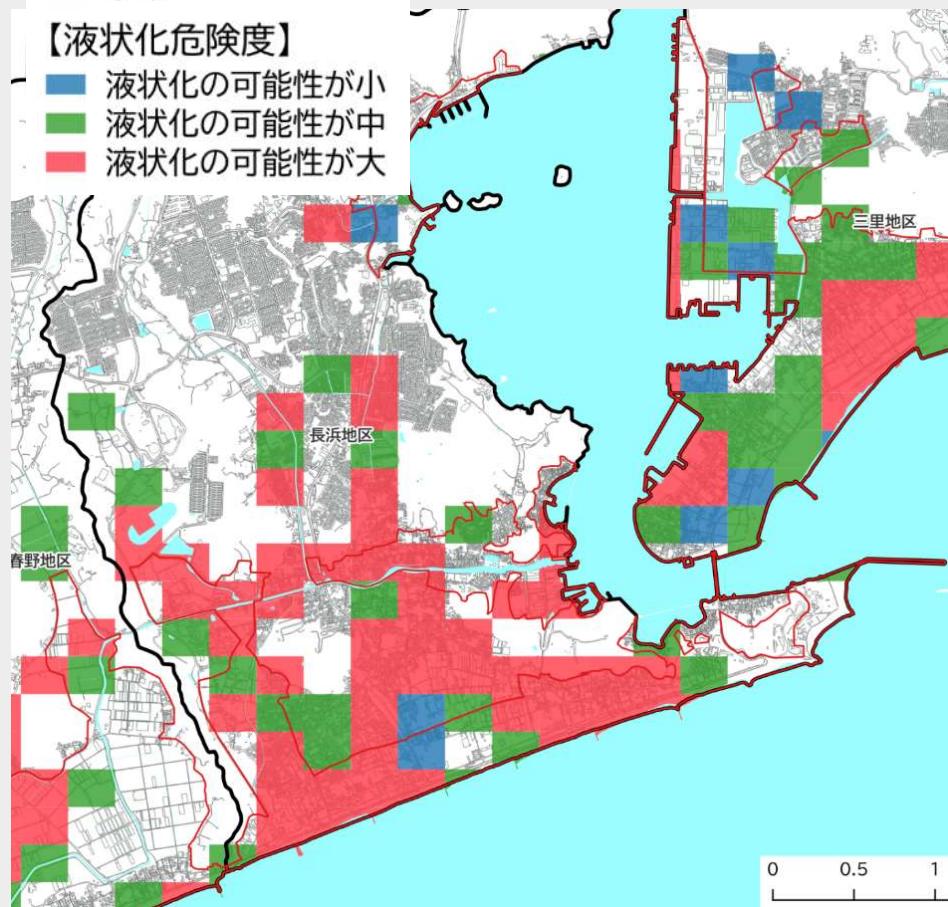


- 対象区域
- 地区
- 水域

【液状化危険度】

- 液状化の可能性が小
- 液状化の可能性が中
- 液状化の可能性が大

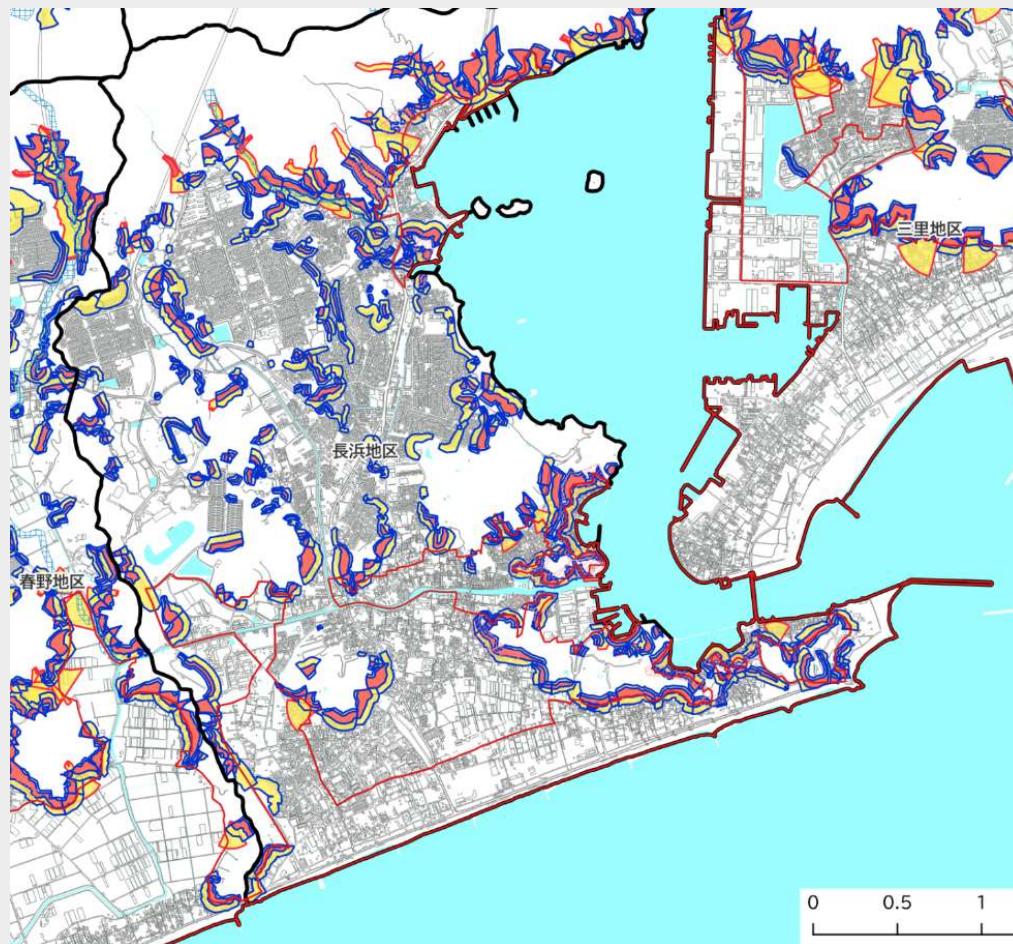
〈液状化可能性〉



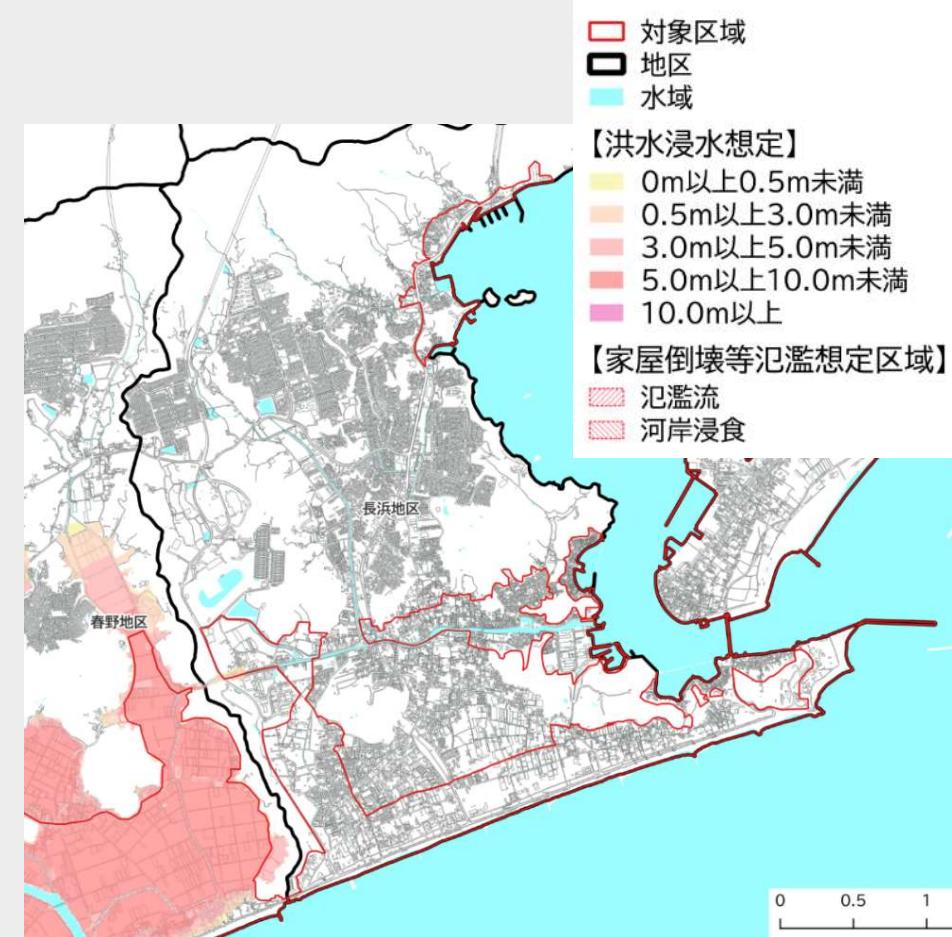
被害想定図～災害リスク（土砂災害警戒区域、洪水の危険度）

○長浜地区の災害リスク等(土砂災害警戒区域、洪水浸水想定)

重ね合わせデータ
〈土砂災害警戒区域（高知県防災マップ）〉



〈洪水浸水想定〉



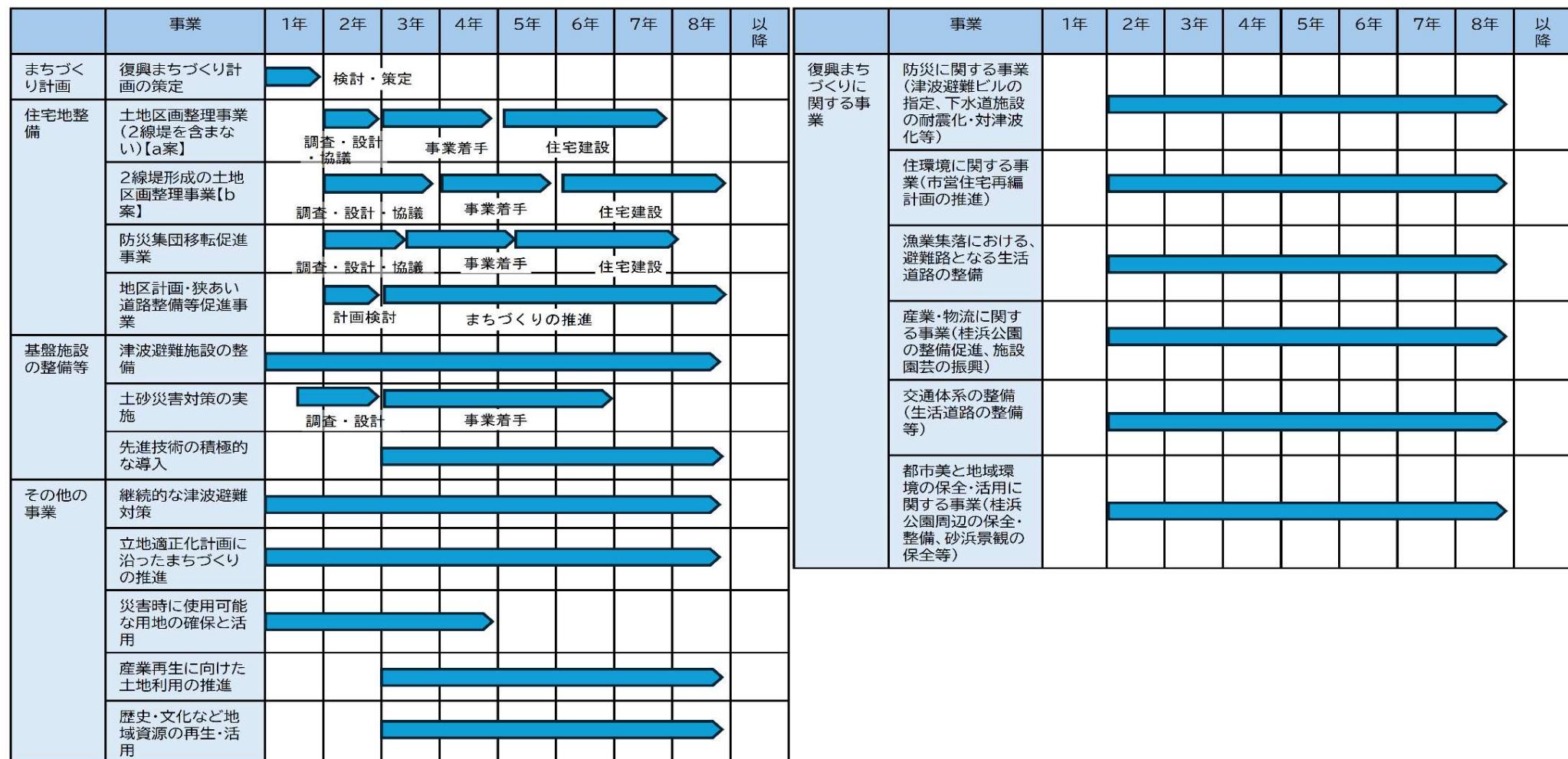
地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（長浜地区）

復興に向けたスケジュール～復興計画の期間

①復興計画の期間

復興パターンに示されたまちづくりの実現に向けたスケジュールを設定します。おおむね発災後の1年間は、復興まちづくり計画の策定を想定し、1年後から事業に関する調査や調整を実施(1～2年)、その後に事業着手、住宅建設等が進むと想定します。

高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針では、発災から約1か月の応急復旧を「応急対策期」とし、約1か月から約8年間の復興を「復旧・復興期」としており、発災後8年間を目途としてハード整備を含めて完了を目指します。



地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（長浜地区）

事業市営住宅・改良住宅の再編計画



地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（長浜地区）

事業費比較

【1案 嵩上げ案】

○横浜地区	5.7ha x	11(億円/ha) =	62.7億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業			
○御畠瀬地区	1.5ha x	11(億円/ha) =	16.5億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業			
○藻洲潟地区	1.7ha x	11(億円/ha) =	18.7億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業			
○浦戸地区（桂浜）	4.2ha x	11(億円/ha) =	46.2億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業			
○浦戸地区（小学校周辺）	5.2ha x	11(億円/ha) =	57.2億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業（市街地部）			
○花海道地区：1a嵩上げ案	13.4ha x	11(億円/ha) =	147.4億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業			

【2案 二線堤形成案】

○横浜地区	計	嵩上げ整備の場合	348.7億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業	5.7ha x	11(億円/ha) =	62.7億円
○御畠瀬地区	1.5ha x	11(億円/ha) =	16.5億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業			
○藻洲潟地区	1.7ha x	11(億円/ha) =	18.7億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業			
○浦戸地区（桂浜）	4.2ha x	11(億円/ha) =	46.2億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業			
○浦戸地区（小学校周辺）	5.2ha x	11(億円/ha) =	57.2億円
・被災市街地の再整備：土地区画整理事業	1.5ha x	11(億円/ha) =	16.5億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業（2線堤）			
○花海道地区：1a嵩上げ案	13.4ha x	11(億円/ha) =	147.4億円
・被災市街地の再整備：土地区画整理事業			
○花海道地区：1b花海道嵩上げ案			
・面的嵩上げ土地区画整理事業①	2.8ha x	5(億円/ha) =	14.0億円
・面的嵩上げ土地区画整理事業②	2.9ha x	5(億円/ha) =	14.5億円
・街区道路嵩上げ②に含まれる区間	4,512m ² x	3.3(万円/m ²) =	1.5億円
・区画道路のみの嵩上げ③区域	3,396m ² x	3.3(万円/m ²) =	1.1億円

道路整備費 = 1万円（舗装） + 嵩上げ高さ × 1万円 幅員6mで想定

計	嵩上げ整備(1a共通)	144.1億円	13.1ha
2線堤整備		45.0億円	8.0ha
被災市街地の再整備		204.6億円	18.6ha

合計

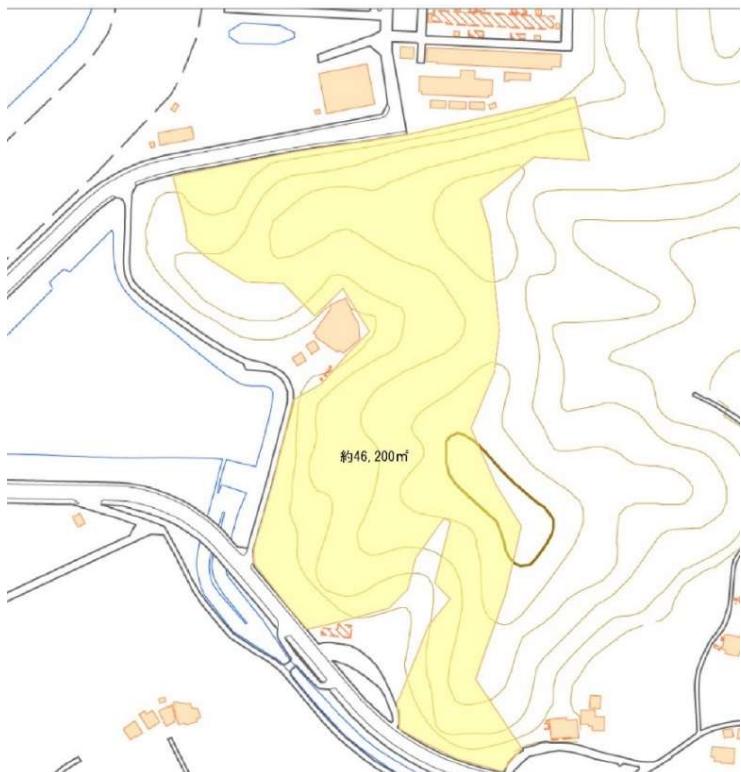
393.7億円

39.7ha

移転候補地の詳細図

公有地等を活用した新たな住宅地整備を想定する区域

競馬場南側山林の公有地



$$4.62\text{ha} \div 500\text{m}^2 = 92\text{戸}$$

競馬場北側沿道の公有地



$$0.97\text{ha} \div 400\text{m}^2 = 24\text{戸}$$

競馬場西側の公有地



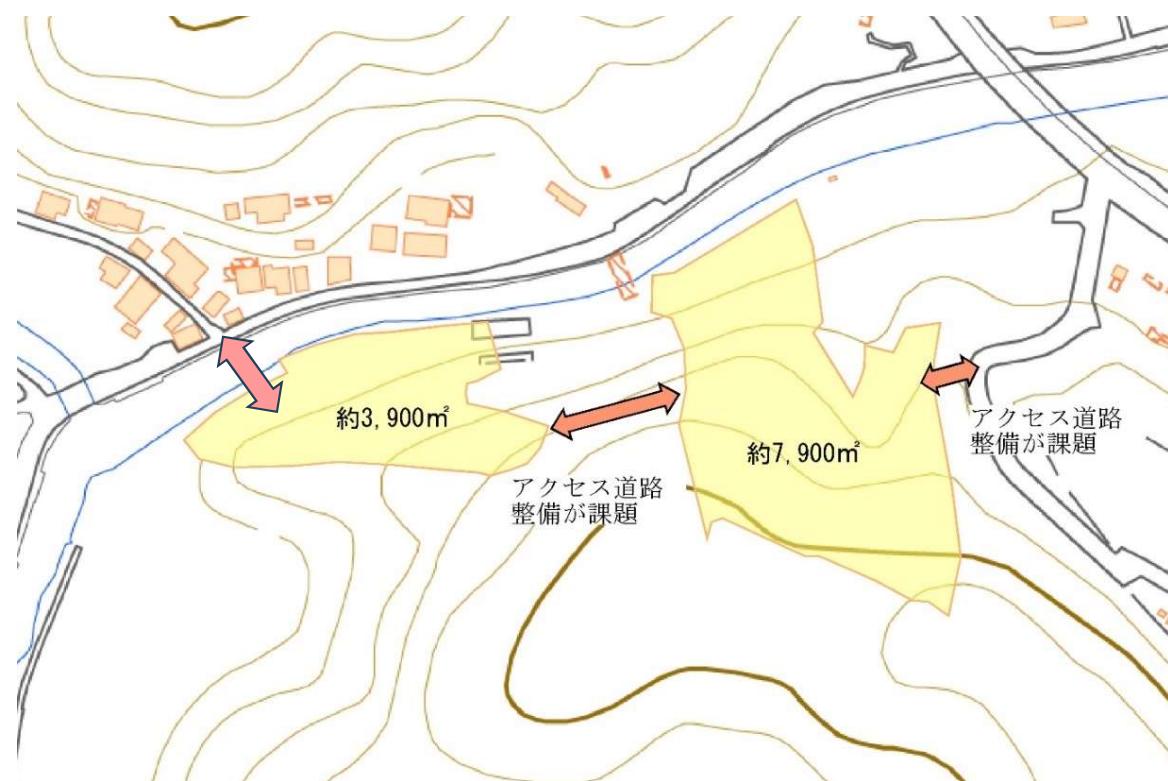
$$1.87\text{ha} \div 500\text{m}^2 = 37\text{戸}$$

※競馬場施設による周辺環境への影響（来客による交通混雑、ナイター照明、音やにおい）を考慮し、定住用の住宅地だけでなく、仮設住宅や復旧・復興に関わる各種事業の用地としての活用も検討

移転候補地の詳細図

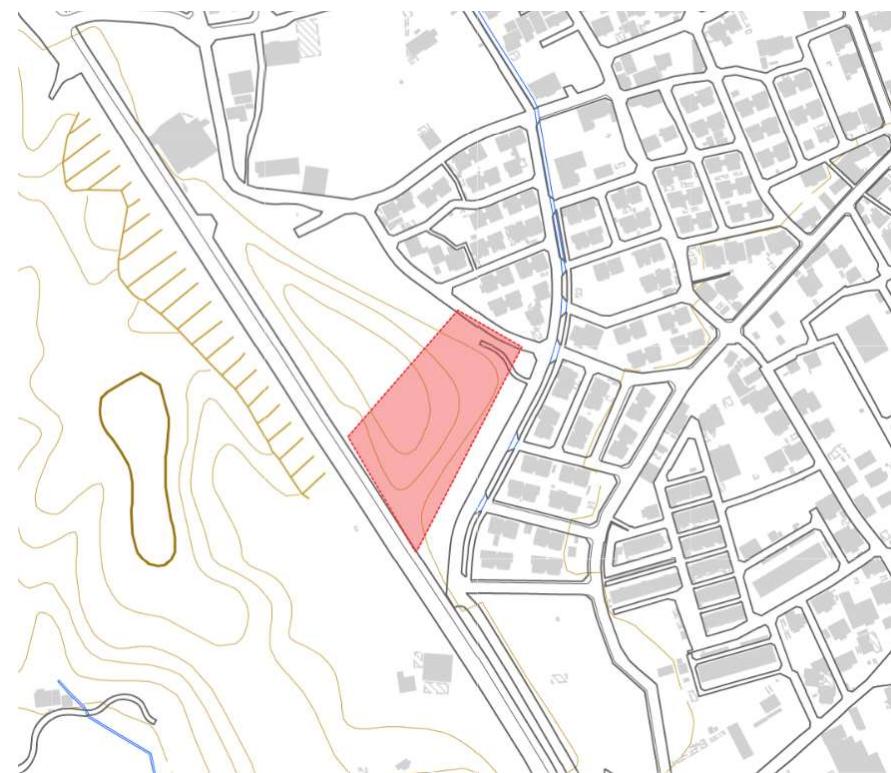
公有地等を活用した新たな住宅地整備を想定する区域

新川川沿岸西部の公有地



$$1.18\text{ha} \div 500\text{m}^2 = 23\text{戸}$$

長浜西ノ田緑地の活用



$$0.68\text{ha} \div 500\text{m}^2 = 13\text{戸}$$

春野地区

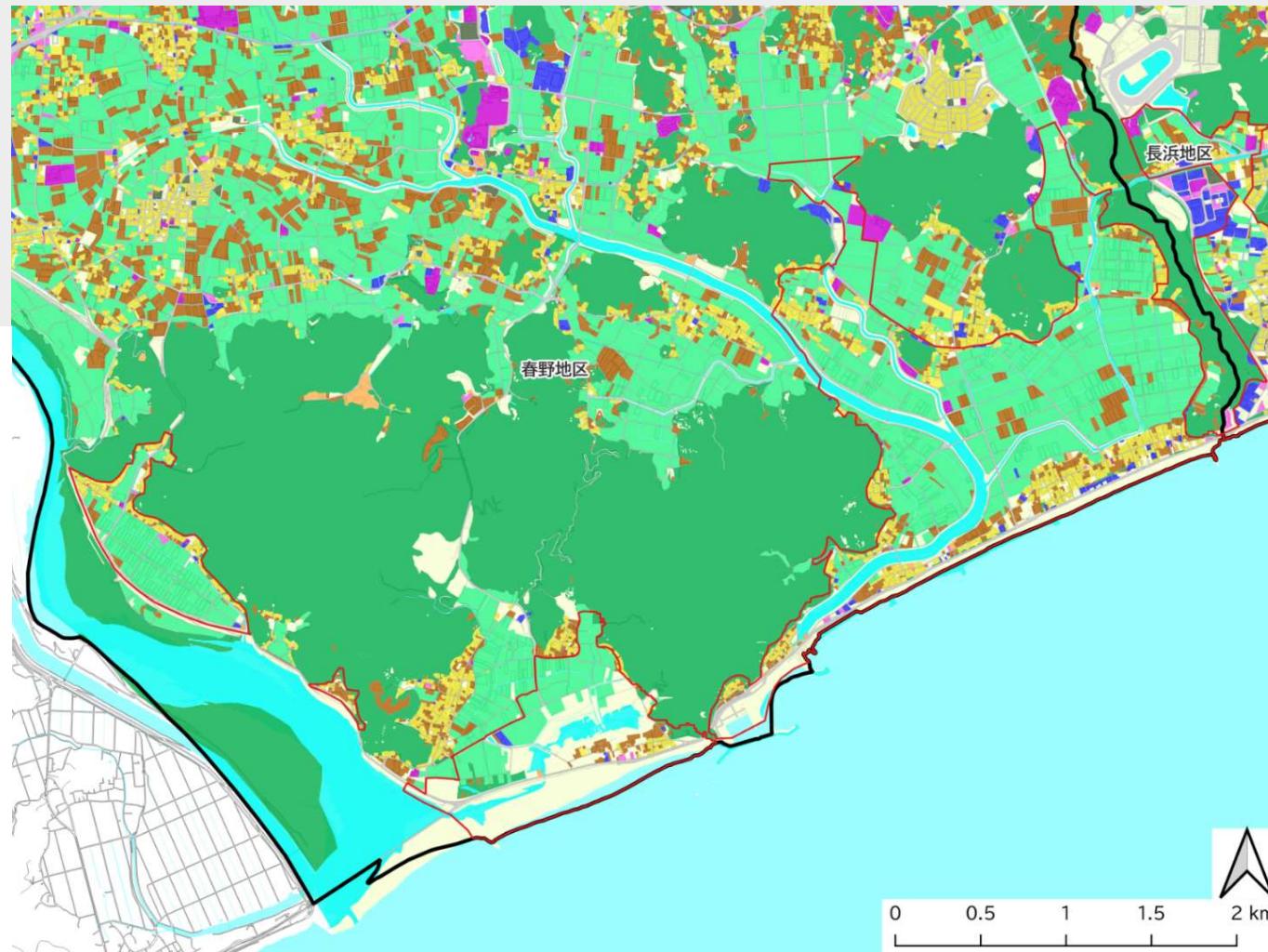
被害想定図～土地利用図

○春野地区の災害リスク等(土地利用現況及び公共施設配置等)

重ね合わせデータ

〈土地利用現況及び公共施設配置等
令和元年都市計画基礎調査を補正〉

- 対象区域
- 地区
- 【土地利用現況】
 - 農用地(田)
 - 農用地(畠)
 - 山林
 - 水面
 - 原野
 - 公共緑地
 - 住宅用地
 - 商業用地
 - 工業用地
 - 文教厚生用地
 - 都市運営用地
 - 道路用地
 - 交通施設用地
 - その他

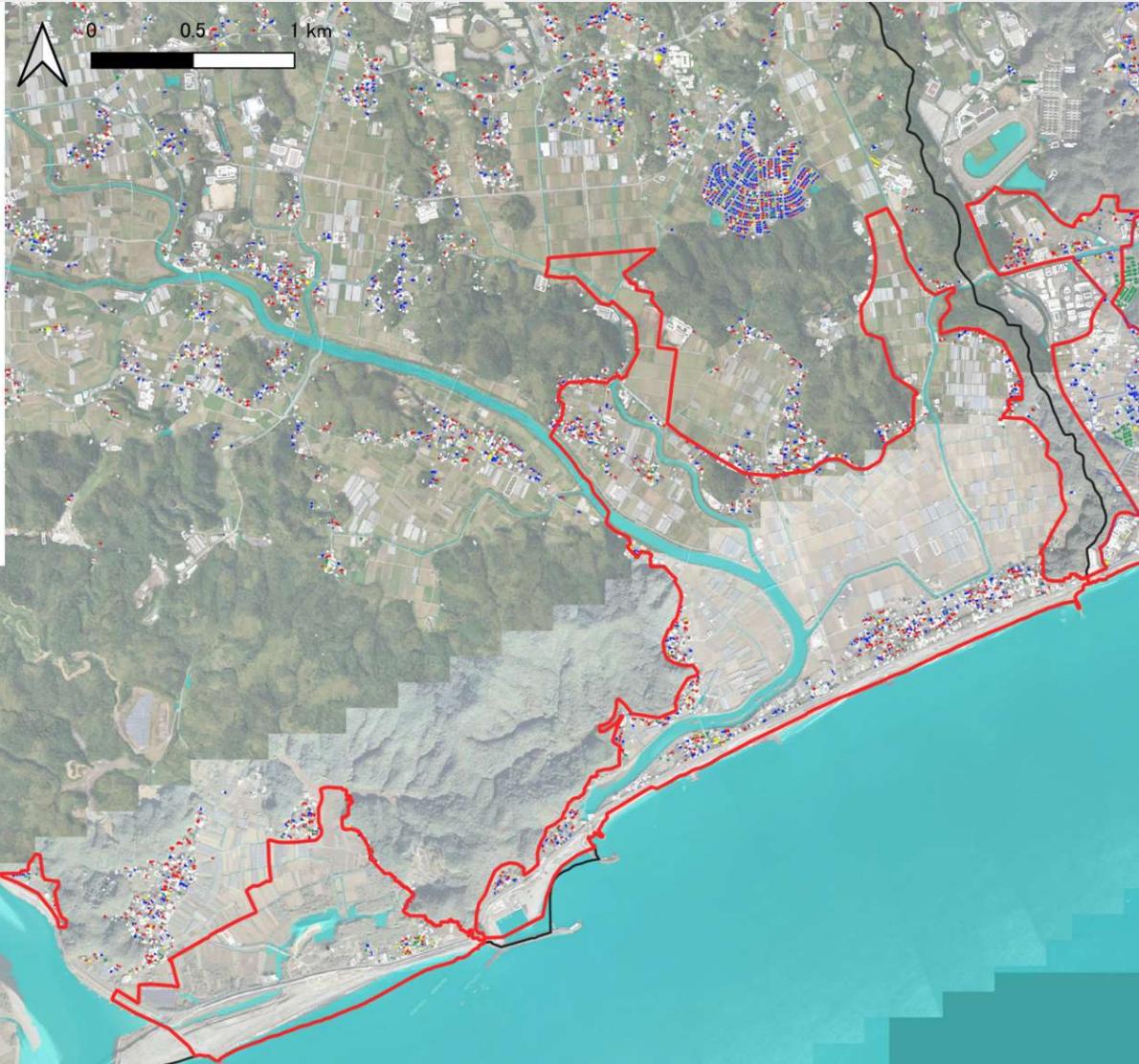


被害想定図～築年別建物分布図

○春野地区の災害リスク等(築年別建物分布)

〈築年別建物分布図〉

- 凡例
- 行政界
 - 対象区域
 - 居住誘導区域
- 築年別建物分布
- 木造住宅～1981
 - 非木造住宅～1981
 - 木造住宅1982～
 - 非木造住宅1982～
 - 木造住宅建築年不詳
 - 非木造住宅建築年不詳
 - その他

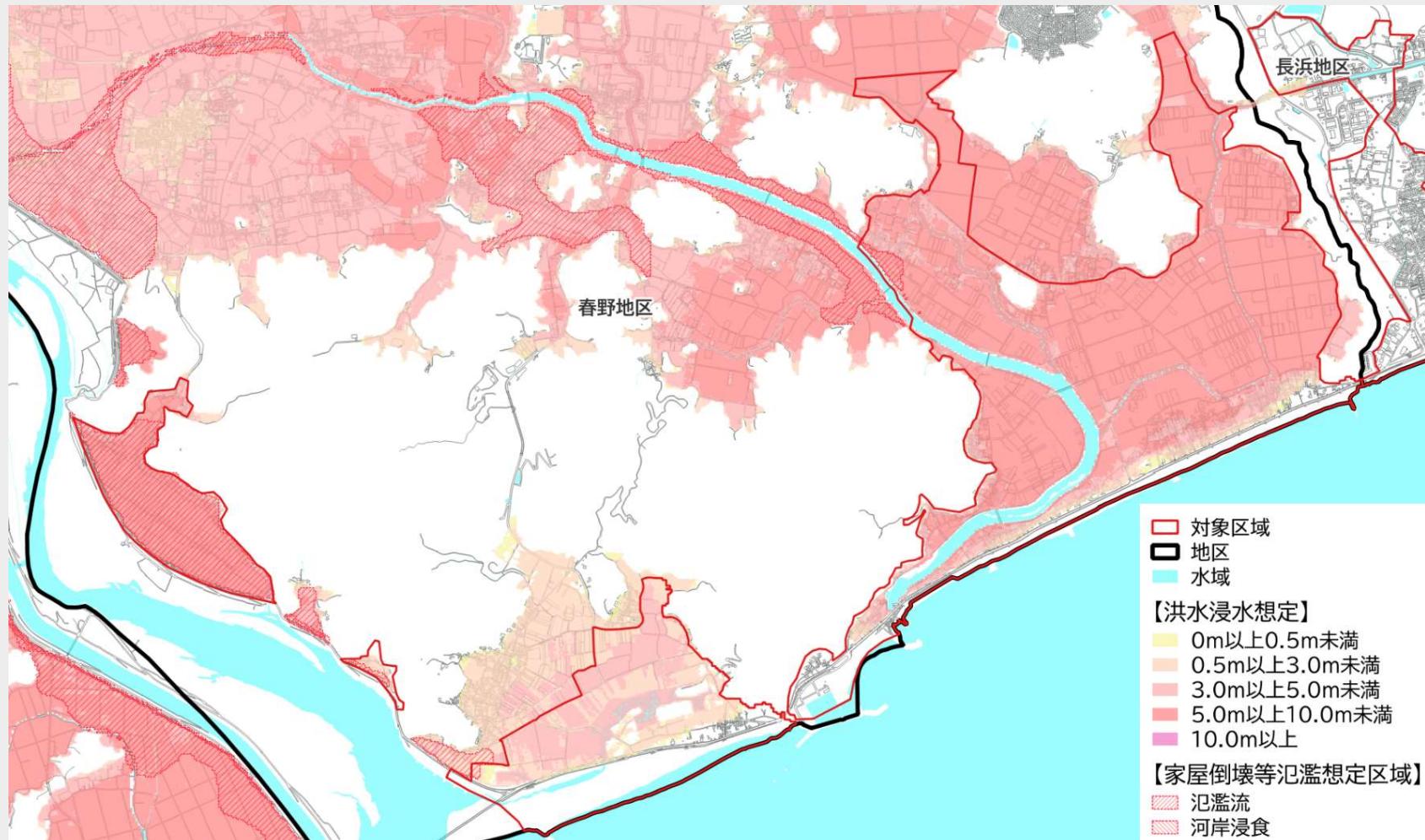


被害想定図～災害リスク（洪水ハザードマップ）

○春野地区の災害リスク等（洪水ハザードマップ）

重ね合わせデータ

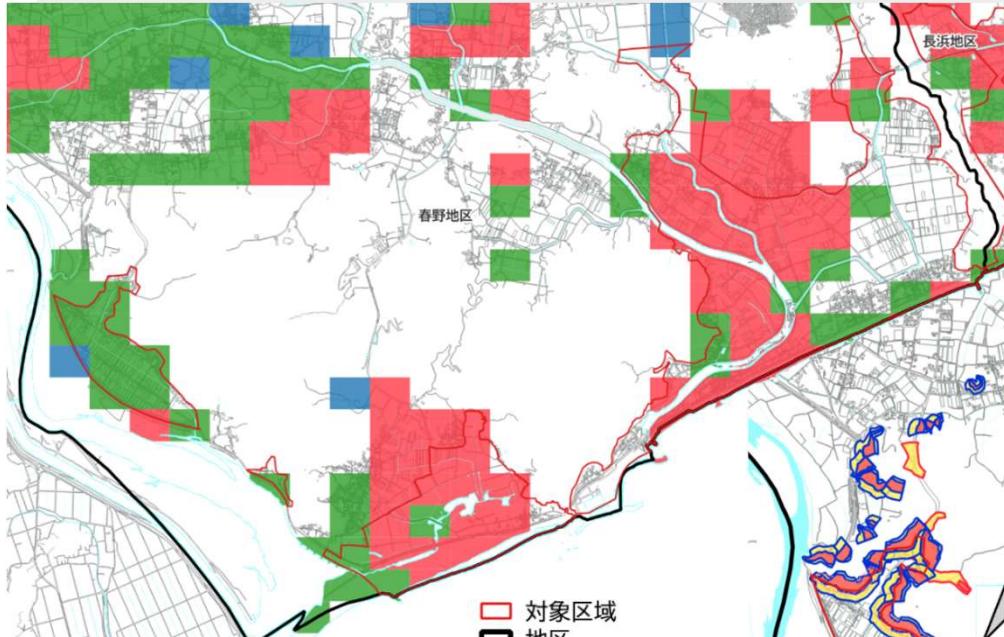
〈洪水ハザードマップ（高知県防災マップ）〉



被害想定図～災害リスク（土砂災害警戒区域、液状化の危険度）

○春野地区の災害リスク等（土砂災害警戒区域、液状化の危険度）

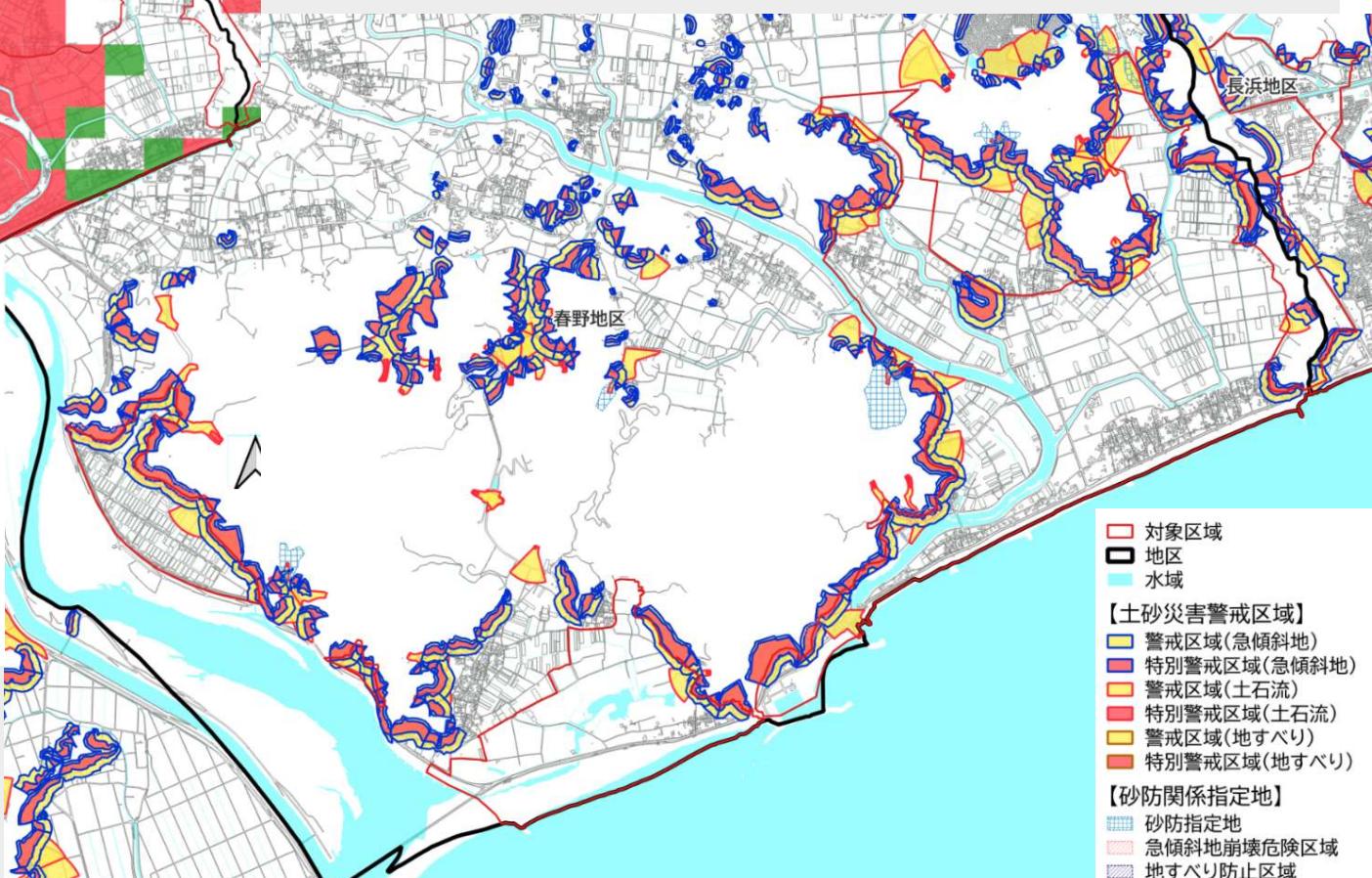
〈液状化の危険度状況（高知県防災マップ）〉



【液状化危険度】
■ 液状化の可能性が小
■ 液状化の可能性が中
■ 液状化の可能性が大

重ね合わせデータ

〈土砂災害警戒区域（高知県防災マップ）〉



【土砂災害警戒区域】
■ 警戒区域(急傾斜地)
■ 特別警戒区域(急傾斜地)
■ 警戒区域(土石流)
■ 特別警戒区域(土石流)
■ 警戒区域(地すべり)
■ 特別警戒区域(地すべり)

【砂防関係指定地】
■ 砂防指定地
■ 急傾斜地崩壊危険区域
■ 地すべり防止区域

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（春野地区）

復興に向けたスケジュール～復興計画の期間

①復興計画の期間

復興パターンに示されたまちづくりの実現に向けたスケジュールを設定します。おおむね発災後の1年間は、復興まちづくり計画の策定を想定し、1年後から事業に関する調査や調整を実施(1～2年)、その後に事業着手、住宅建設等が進むと想定します。

高知市事前復興まちづくり計画復興基本方針では、発災から約1か月の応急復旧を「応急対策期」とし、約1か月から約8年間の復興を「復旧・復興期」としており、発災後8年間を目途としてハード整備を含めて完了を目指します。

	事業	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	以降
まちづくり計画	復興まちづくり計画の策定 検討・策定	▶								
住宅地整備	土地区画整理事業 調査・設計・協議				▶					
	防災集団移転促進事業(面整備一体型) 事業着手						▶			
	防災集団移転促進事業(高台等移転型) 調査・設計・協議			▶	▶	▶				
	かけ地近接等危険区域移転事業(差し込み型) 計画策定 住宅建設・移転等			▶	▶	▶	▶			
基盤施設の整備等	道路ネットワークの整備、強化 調査・設計			▶	▶	▶	▶			
	公営住宅等整備事業 設計			▶	▶	▶	▶			
	先進技術の積極的な導入			▶	▶	▶	▶			
その他の事業	継続的な津波避難対策				▶	▶	▶			
	立地適正化計画に沿ったまちづくりの推進				▶	▶	▶			
	災害時に使用可能な用地の確保と活用				▶	▶	▶			
	なりわい再生に向けた土地利用の推進				▶	▶	▶			
	歴史・文化など地域資源の再生・活用				▶	▶	▶			

	事業	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	以降
復興まちづくりに関する事業	防災に関する事業(橋梁の耐震化、流域治水の推進等)				▶	▶	▶	▶	▶	
	土地利用に関する事業(生活利便施設や公共施設の適正立地等)				▶	▶	▶	▶	▶	
	農業に関する事業(優良農地の保全、農業の担い手確保等)				▶	▶	▶	▶	▶	
	交通体系の整備(路線バスの活性化の検討等)				▶	▶	▶	▶	▶	
	都市美と地域環境の保全・活用に関する事業(地域文化の保存・継承等)				▶	▶	▶	▶	▶	

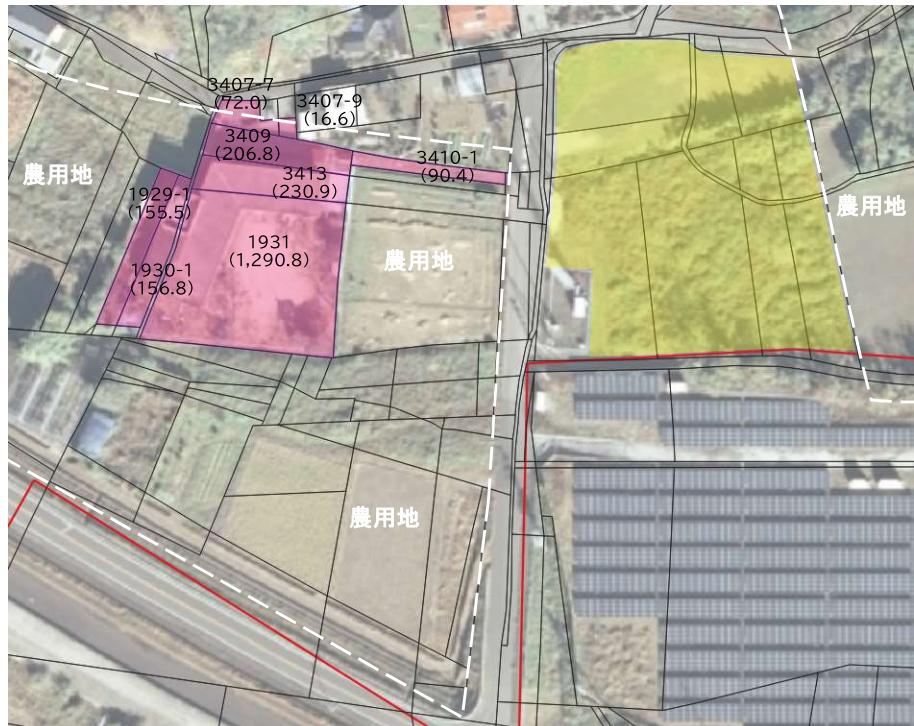
地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（春野地区）

移転候補地の状況

注:縮尺は概数

仁西保育園跡地 西畠・仁ノ地内(最大浸水深0.1m)

市有地(畠:2,129m²+雑種地:90m²) 1/2,000

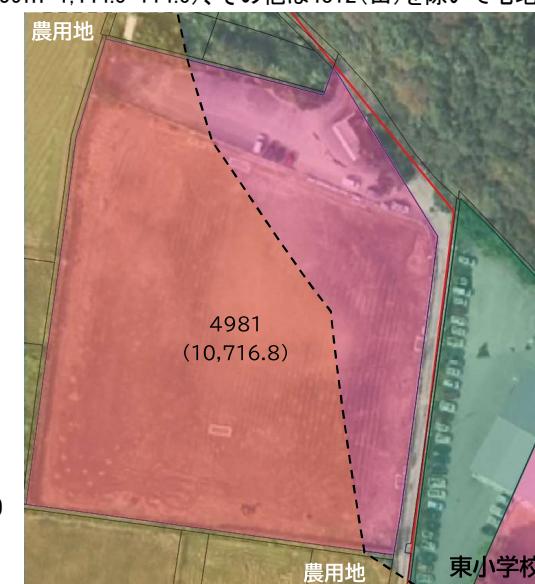


※:隣接地の浸水深は0~0.7mであるが、対象地を含め農用地(国土数値情報)である農用地以外の低未利用地となってい3418番、3429番、3420番の部分(上図黄色の土地)の面積は約5,500m²ある
なお、保育園跡地の東側農用地は約1,000m²である(いずれも図測による)

都市開発基金用地(2,479m²)ほか低未利用地(7,176m²) 弘岡下地内 1/2,000



※:着色していない区画は学校用地(1,559m²=1,444.5+114.6)、その他は4312(田)を除いて宅地地番のみの区画は都市開発基金用地



春野グラウンド

東諸木地内(浸水深0m)

市有地(雑種地:10,716.8m²)

1/2,000

※:一部が農用地指定されている

地区別事前復興まちづくり計画 策定検討委員会資料 参考資料編（春野地区）

甲殿高台の公有地の分布状況と活用可能性

